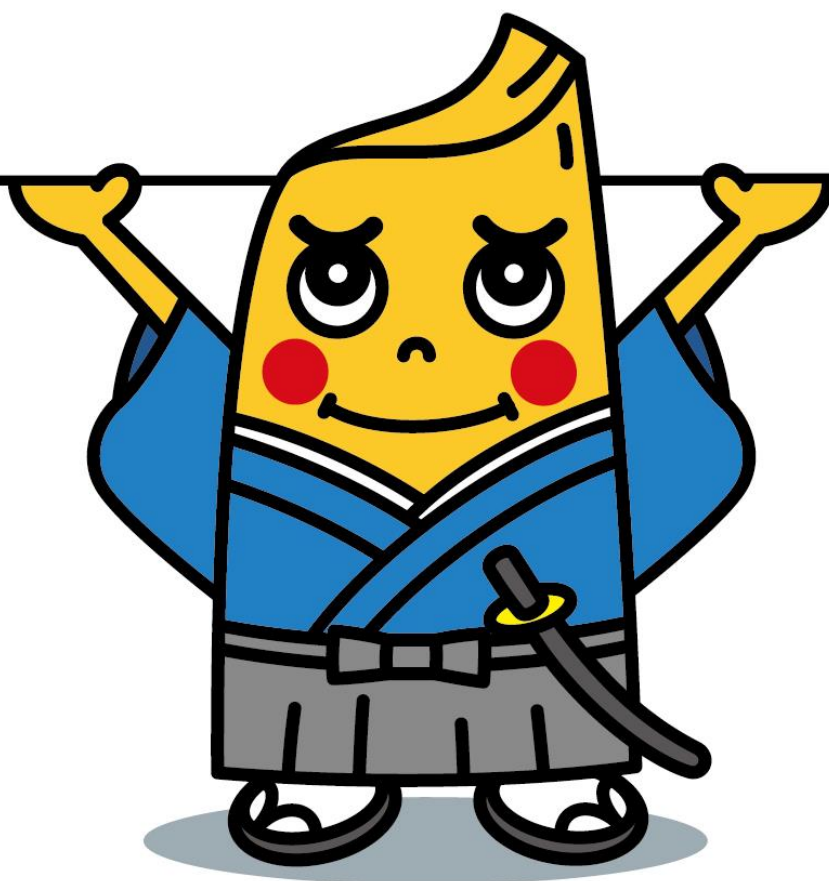


第2期
土佐清水市子ども・子育て支援
事業計画



令和2年3月

土佐清水市

はじめに

近年の子育てを取り巻く環境は、歯止めのかからない少子化や高齢化に伴う人口の減少、核家族の増加や地域とのつながりの希薄化、地域や家庭の教育力の低下、また子どもの権利を脅かす児童虐待の増加などにより絶えず変化しています。

本市では「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年に「輝く笑顔 みんなで子育てできるまち」を基本理念とする「土佐清水市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な教育・保育事業の提供及び地域子ども・子育て支援事業の充実に取り組んでまいりました。

前期計画の策定から5年が経過し、計画の見直しを行うとともに、令和元年11月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されたことを受け「子どもの貧困対策計画」を包含する「第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

引き続き「輝く笑顔 みんなで子育てできるまち」を計画の理念とし、子育て家庭だけでなく地域や保育所・幼稚園、学校や企業、行政など本市の全員で一丸となって子育てに取り組むまちづくりをめざし、さらなる子育て環境の充実に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「土佐清水市子ども・子育て支援会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様ならびに関係者の方々に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

土佐清水市長 泥谷 光信

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の策定体制.....	2
第2章 土佐清水市の子ども・子育てを取り巻く現状.....	3
1. 子育て支援に関するアンケート調査の概要.....	3
2. 統計による土佐清水市の状況.....	9
3. 第1期計画の進捗・評価.....	15
第3章 計画の基本理念と基本的な考え方.....	18
1. 基本理念.....	18
2. 計画の基本視点.....	19
3. 基本目標.....	20
4. 施策体系.....	22
第4章 基本目標ごとの取り組み.....	23
基本目標1. 地域における子育て支援.....	23
基本目標2. 親子の健康増進.....	37
基本目標3. 子どもの健全育成と教育環境の整備.....	45
基本目標4. 子育てを支援する生活環境の整備.....	48
基本目標5. 仕事と家庭生活の両立の推進.....	51
基本目標6. 子どもの安全の確保.....	53
基本目標7. 支援を必要とする子どもへのきめ細かな取り組みの推進.....	56
第5章 教育・保育事業の環境整備.....	62
1. 前提となる事項.....	62
2. 教育・保育の量の提供区域の設定.....	63
3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....	64
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	67
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	77
6. 新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブの推進.....	79
第6章 計画の推進体制.....	82
資料編.....	83
1. 土佐清水市子ども・子育て支援会議条例.....	83
2. 土佐清水市子ども・子育て支援会議委員名簿.....	85

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国では少子化の進行に歯止めがかかっておらず、合計特殊出生率（女性が一生のうちに出産する子どもの数）は平成30年で1.42と平成29年1.43より0.01ポイント減少し、人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っています。

また、女性の社会進出に伴う保育ニーズの増加や、共働き家庭の増加による子育てと仕事の両立の問題、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化等、子育てに対する不安や負担が増加しています。

さらに近年児童虐待等の子どもの権利を脅かす事件が増加するなど、子育てを取り巻く環境は絶えず変化しています。

(2) 国の取り組み

国では平成24年8月、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」が制定されました。

これに基づき平成27年4月からは「子ども・子育て支援新制度」が始まり、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとともに、子どもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充、地域子ども・子育て支援事業の提供などを推進してきました。

その後「子ども・子育て支援法」の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」等の公表、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」等に取り組んできました。

(3) 土佐清水市の取り組み

本市でも平成27年3月に「土佐清水市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育の量及び質の確保や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備を図ってきました。

しかし、本市においても少子化や女性の社会進出に伴う保育ニーズの増大等、子育てを取り巻く環境は絶えず変化しています。

これらを踏まえるとともに、「土佐清水市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間の終了に伴い、引き続き教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の実施主体として「第2期土佐清水市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けられる計画で、次世代育成支援法第8条に基づく「土佐清水市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の考え方を継承します。

また、「土佐清水市総合振興計画」を最上位計画として位置付け、上位計画となる「土佐清水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」や障害児福祉計画等、他計画との整合性を持ったものとして定め、あらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定します。

さらに、この計画は子どもの貧困対策推進法の一部改正に伴い、市町村における貧困対策計画の策定が努力義務となったことを踏まえて、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「子どもの貧困対策計画」を包含して策定します。

3. 計画の期間

本計画は令和2年度から令和6年度を計画期間とする5か年計画です。

なお、国における法制度の改正や社会情勢、土佐清水市の情勢の変化、子育て家庭のニーズなどに適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
計画策定	土佐清水市子ども・子育て支援事業計画									
					評価・計画策定	第2期土佐清水市子ども・子育て支援事業計画				

4. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「土佐清水市子ども・子育て支援会議」を設置し、教育・保育関係者の意見や、子育て支援に関するアンケート調査の結果、パブリックコメントの結果を踏まえて検討、策定を行いました。

第2章 土佐清水市の子ども・子育てを取り巻く現状

1. 子育て支援に関するアンケート調査の概要

(1) 調査の目的

本調査は、令和2年度から始まる「第2期土佐清水市子ども・子育て支援事業計画」を策定するための基礎資料として、保育ニーズや、土佐清水市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、市民意向調査（アンケート）として実施しました。

調査対象者： 土佐清水市内在住の就学前児童・小学生（1～4年生）の保護者
調査期間： 平成30年11月26日（月）～12月14日（金）
調査方法： 就学前児童・・・保育所・幼稚園に配布・回収を依頼、
その他の児童には郵送による配布・回収
小学生（1～4年生）・・・小学校に配布・回収を依頼

回収率：

調査対象者	標本数（発送件数）	有効回答数	有効回収率
就学前児童	270件	203件	75.2%
小学生（1～4年生）	228件	201件	88.2%

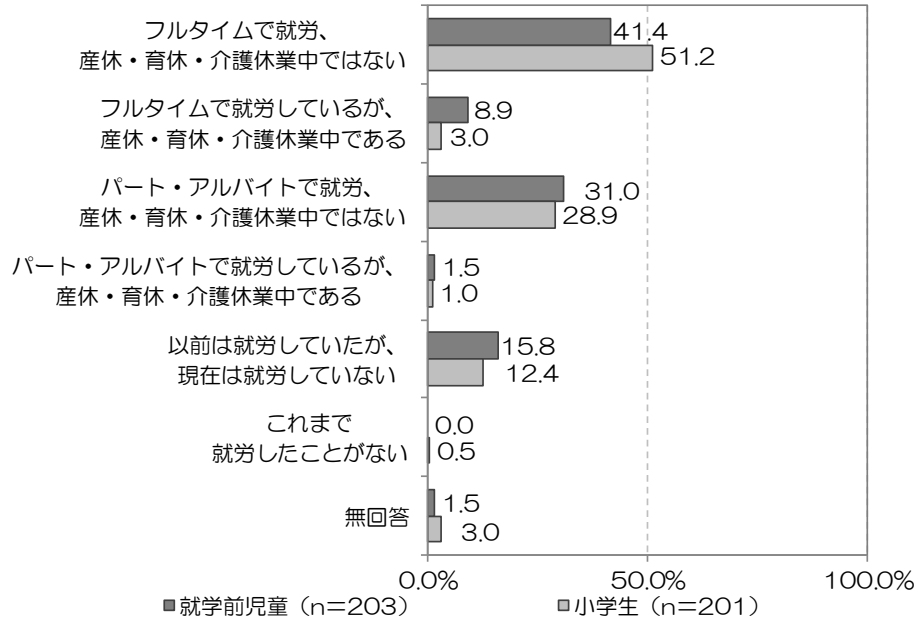
(2) 結果の概要

①母親の就労状況・就労希望

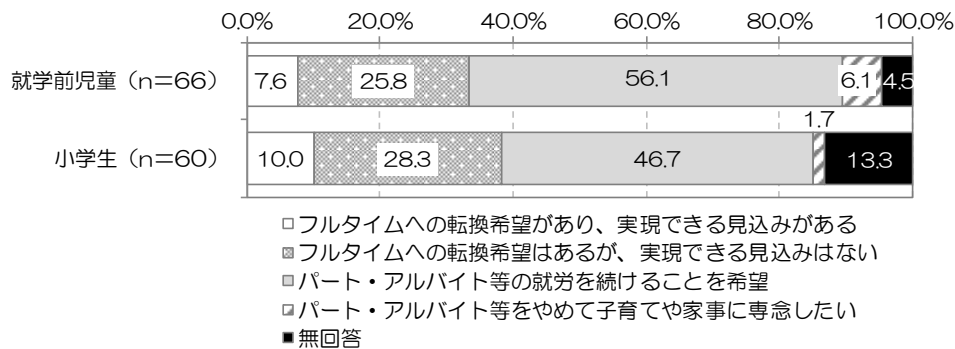
母親の就労状況は、就学前児童・小学生ともに「フルタイムで就労、産休等休業中でない」が最も多く、次いで「パート・アルバイトで就労、産休等休業中でない」が多くなっています。

現在パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望は就学前児童で33.4%、小学生38.3%となっています。現在就労していない母親の今後の就労希望は就学前児童65.7%、小学生46.2%となっています。

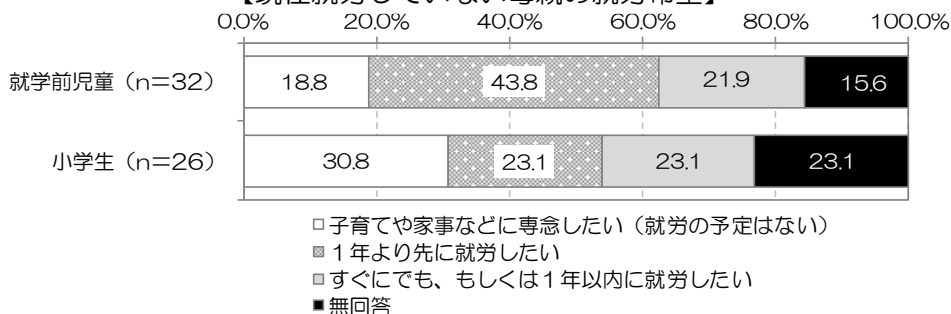
【母親の就労状況】



【現在パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望】



【現在就労していない母親の就労希望】

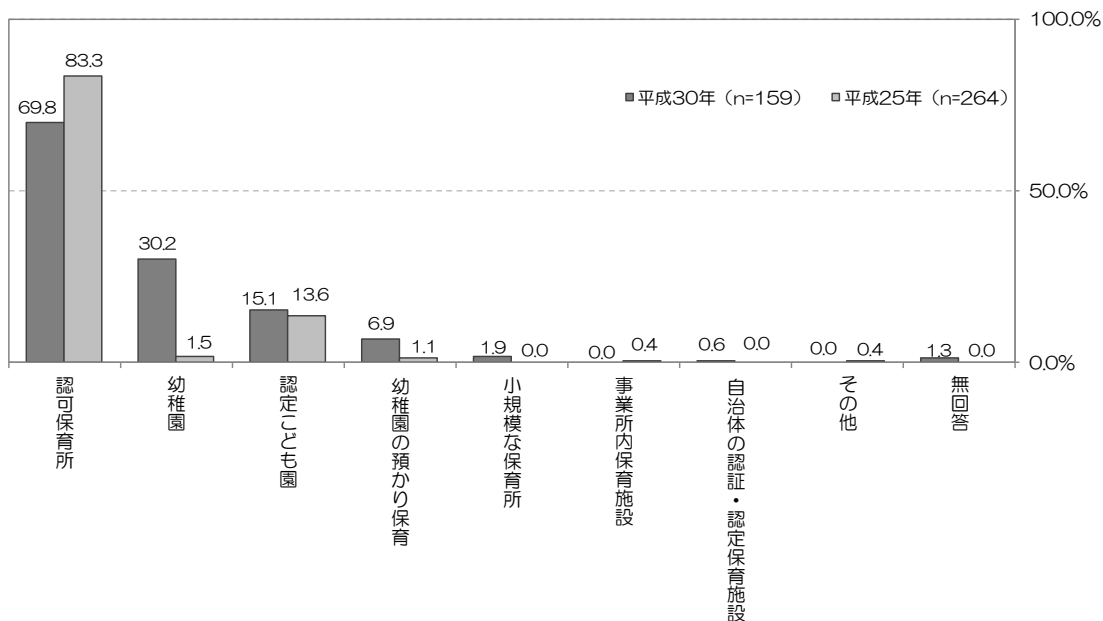


②定期的な利用状況と利用希望

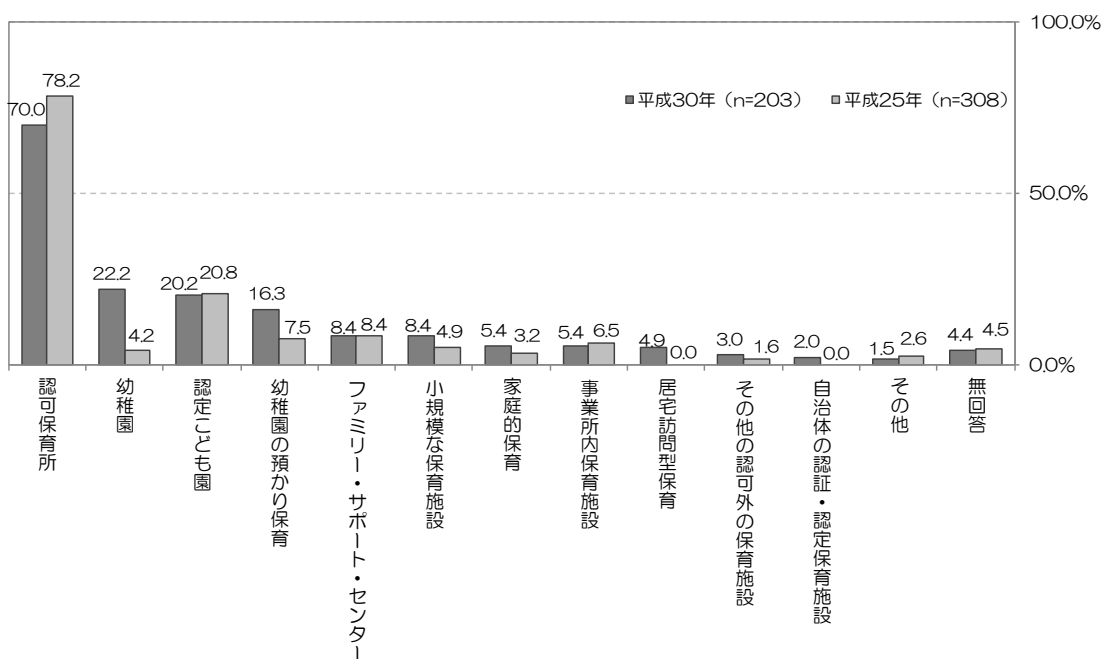
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況は、「認可保育所」が約7割と高くなっていますが、平成25年の前回調査からは13ポイント程度減少し、「幼稚園」や「認定こども園」、「幼稚園の預かり保育」の利用が増加しています。

利用希望も「認可保育所」は減少し「幼稚園」の利用希望が前回調査から18ポイント増加しています。

【平日の定期的な教育・保育の利用状況】

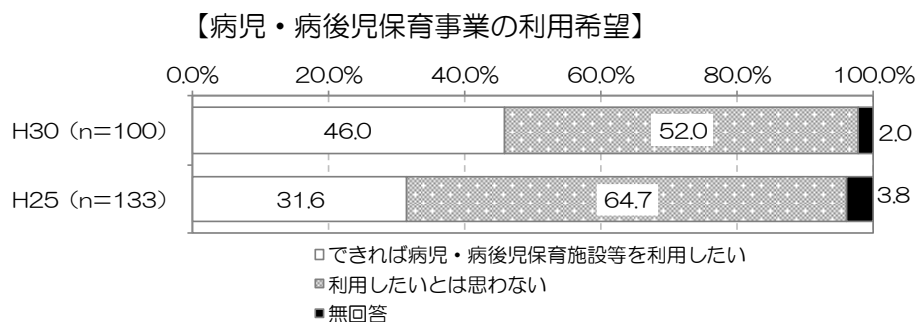


【平日の定期的な教育・保育の利用希望】



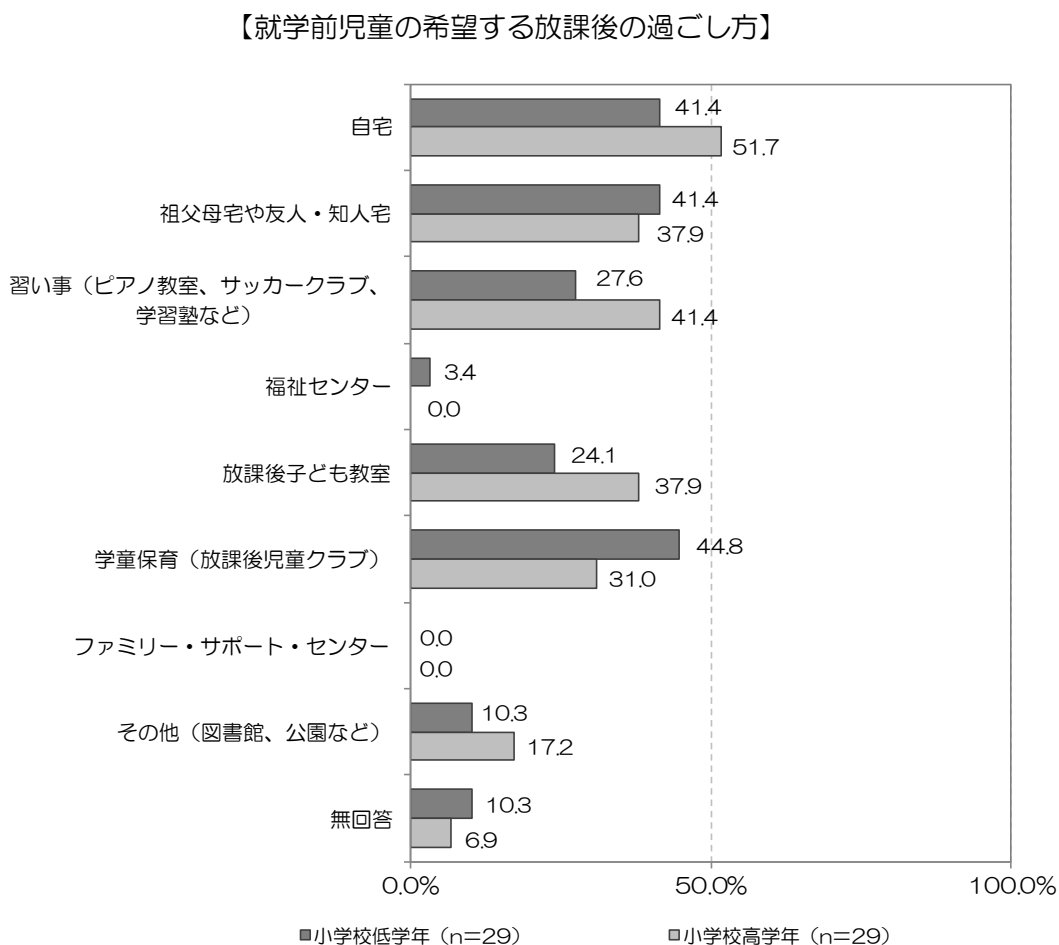
③病児・病後児保育事業の利用希望

子どもが病気で教育・保育事業が利用できなかった際に「できれば病児・病後児保育事業を利用したい」は46.0%となっており、前回調査からは15ポイント程度増加しています。



④放課後の過ごし方について

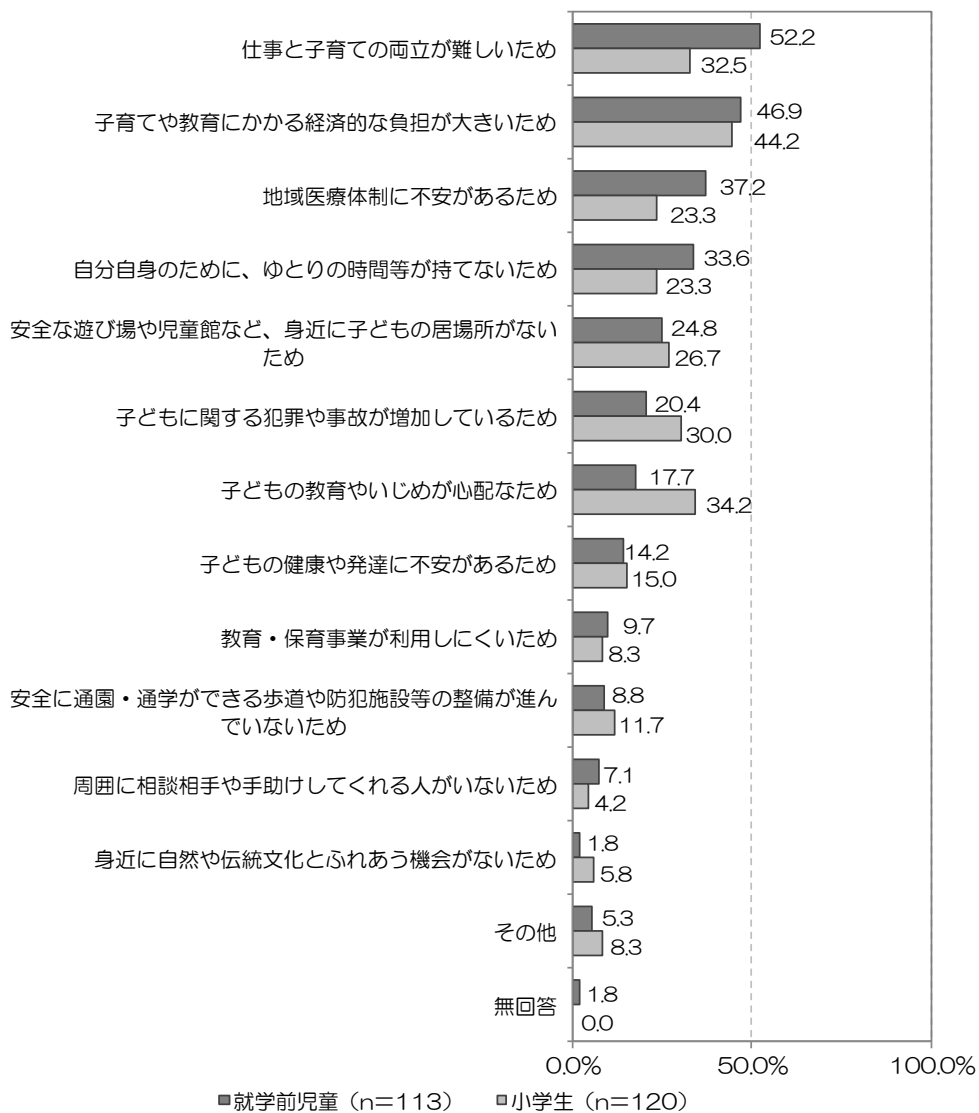
就学前児童が小学生になった時、低学年の間は放課後を「学童保育（放課後児童クラブ）」で過ごさせたいが最も多く、高学年になると「自宅」が最も多くなっています。



⑤子育てについての不安

「仕事と子育ての両立が難しいため」や「子育てや教育にかかる経済的な負担が大きい
ため」、「子どもの教育やいじめが心配なため」等が子育てに不安や負担を感じる理由の上
位となっています。

【子育てに不安や負担を感じる理由】



(3) ニーズ調査結果からみる課題のとりまとめ

課題1 教育・保育の拡充

平日の定期的な教育・保育事業の利用希望については、「認可保育所」が7割と高くなっていますが、平成25年に実施した前回調査からは利用状況、利用希望ともに減少し、「幼稚園」の利用状況と利用意向が大きく増加し、「認定こども園」の利用状況は若干増加しています。

また、現在パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望や現在就労していない母親の就労希望が一定数あることも踏まえると、今後も認可保育所、認定こども園に対する利用希望が増加することが想定されます。このため教育・保育事業のさらなる充足が求められます。

課題2 安心して子育てできる環境づくり

子どもの居場所についても、子どもが病気等の場合の対応について、就学前児童の病児・病後児保育事業の利用希望が5割程度あることから、子どもが病気の場合でも安心して子育てができる環境づくりが求められています。

また、放課後を過ごさせたい場所について、低学年の間は「学童（放課後児童クラブ）」が最も多い等、安心して子育てをするためには、子どもが安心して過ごせる場所の確保が必要となってきます。

課題3 子育て家庭の不安の軽減

「仕事と子育ての両立」や「経済的な負担」が保護者の子育てに不安を感じる理由の上位となっているため、子育て環境の整備による子育て世代の負担の軽減や、現在実施している経済的支援の周知や充足、第1期計画で取り組んだ「家庭生活と仕事の両立」のさらなる推進が求められます。

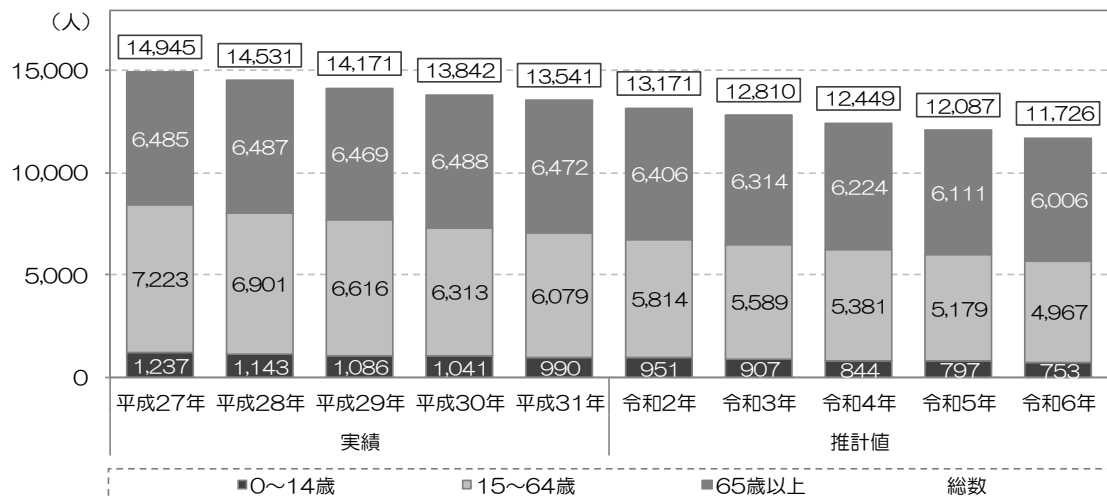
2. 統計による土佐清水市の状況

(1) 人口の推移と推計人口

①総人口

本市の人口は年々減少を続け、平成27年14,945人から平成31年には13,541人となっています。年齢3区分別にみると、0～14歳、15～64歳は年々減少していますが、65歳以上では増減を繰り返しています。

平成27年からの実績をもとに令和2年から令和6年までの人口推計を行った結果、すべての区分で年々減少し、令和2年には13,171人から令和6年には11,726人と推計されます。年齢3区分別にみてもすべての区分で年々減少すると推計されます。

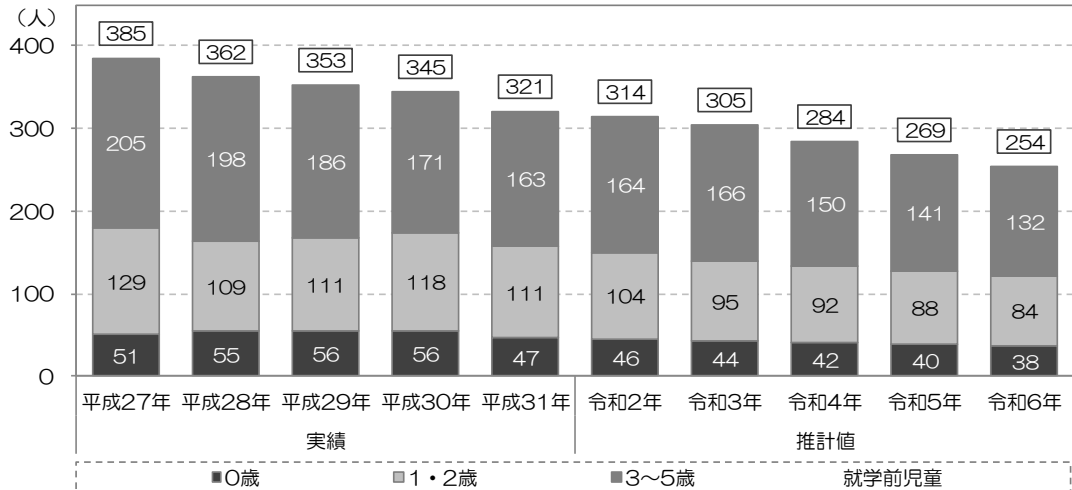


資料：住民基本台帳 各年4月1日時点

②就学前児童

就学前児童の児童数は、年々減少しており、平成27年385人から平成31年には321人となっています。年齢区分別にみると、3～5歳は減少傾向ですが、0歳、1・2歳は増減を繰り返しています。

平成27年からの実績をもとに令和2年から令和6年までの人口推計を行った結果、すべての区分で年々減少し、令和2年314人から令和6年には254人になると推計されます。

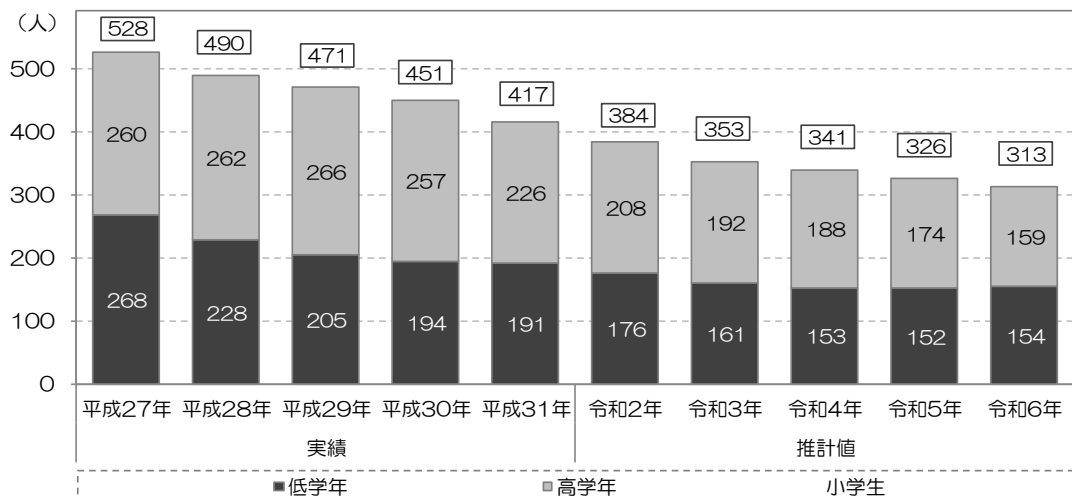


資料：住民基本台帳 各年4月1日時点

③小学生

小学生の児童数は、年々減少を続け、平成27年528人から平成31年には417人となっています。

平成27年からの実績をもとに令和2年から令和6年までの人口推計を行った結果、年々減少し、令和2年384人から令和6年には313人になると推計されます。

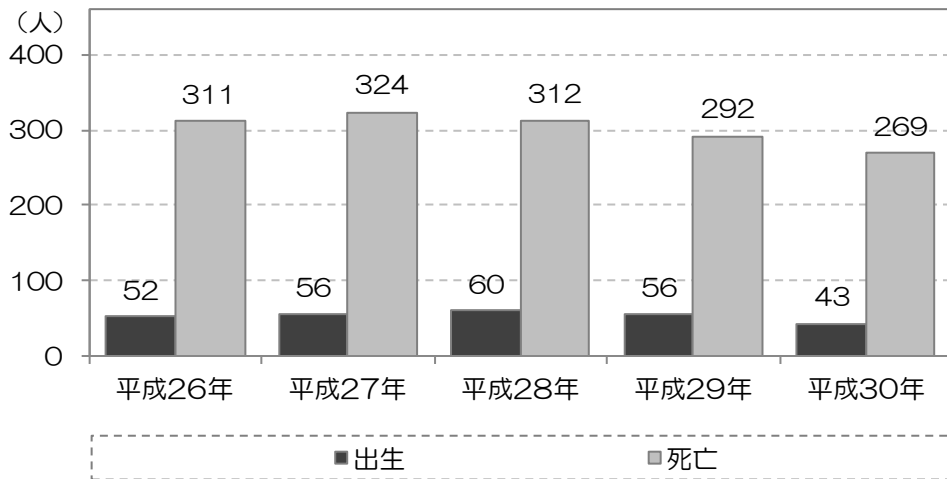


資料：住民基本台帳 各年4月1日時点

(2) 出生数、死亡数の推移

本市の出生数は、平成26年から平成29年にかけてほぼ横ばいですが、平成30年には43人と平成29年より13人減少しています。

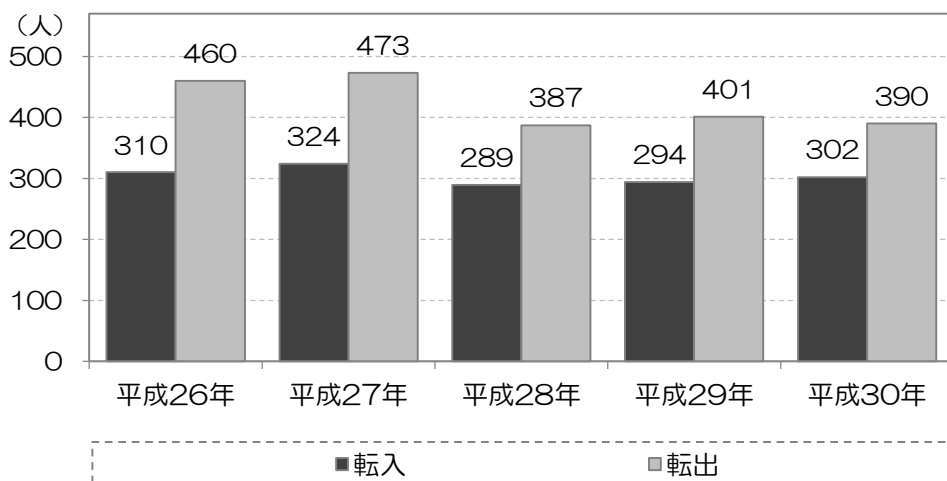
死亡数は平成26年から平成27年で増加するものの、その後減少傾向で、平成30年には269人と平成29年より23人減少しています。



資料：住民基本台帳

(3) 転入、転出の状況

本市の転入、転出の状況は、平成26年から平成30年でそれぞれ増減を繰り返していますが、いずれの年も転出が転入を上回っています。

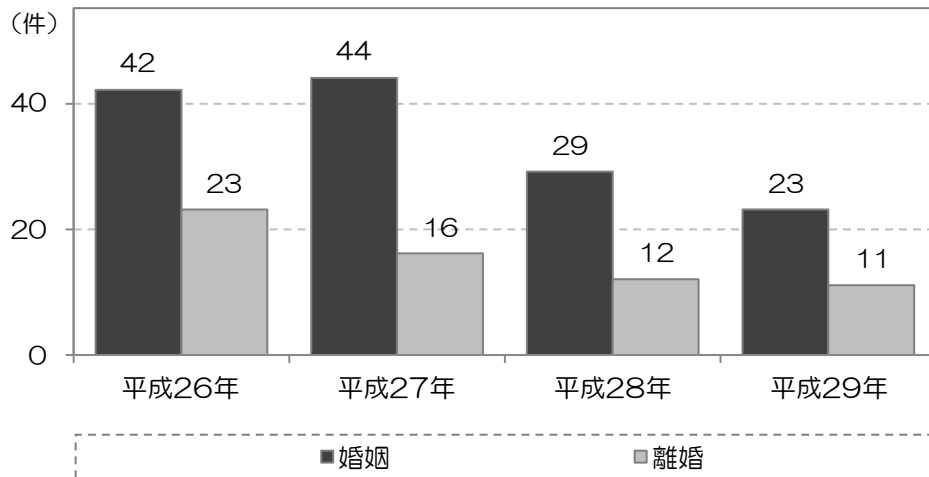


資料：住民基本台帳

(4) 婚姻件数、離婚件数の推移

本市の婚姻件数は平成26年から平成29年にかけて約半数に減少しており、平成29年は23件となっています。

離婚件数も平成26年から平成29年にかけて年々減少し、平成29年は平成26年の半数以下の11件となっています。

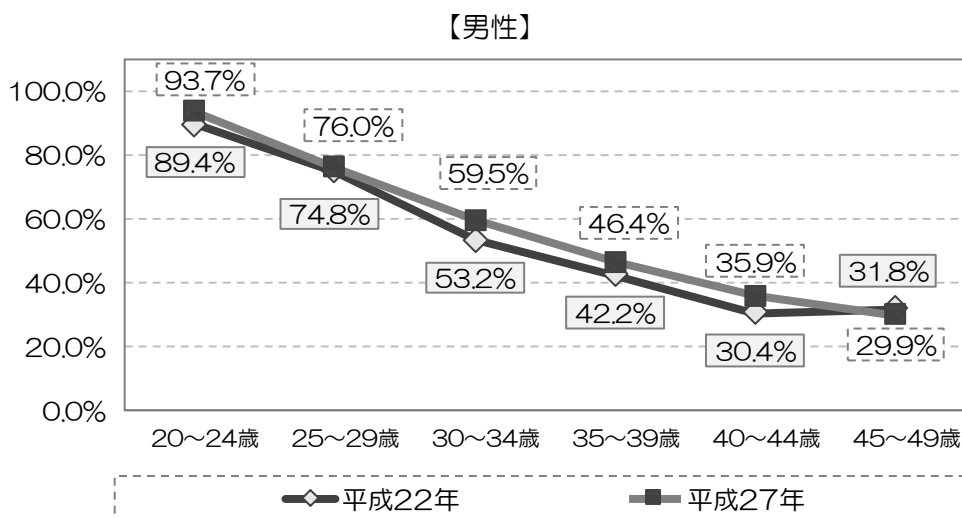


資料：都道府県・市区町村のすがた（社会・人口統計体系）

(5) 未婚率の推移

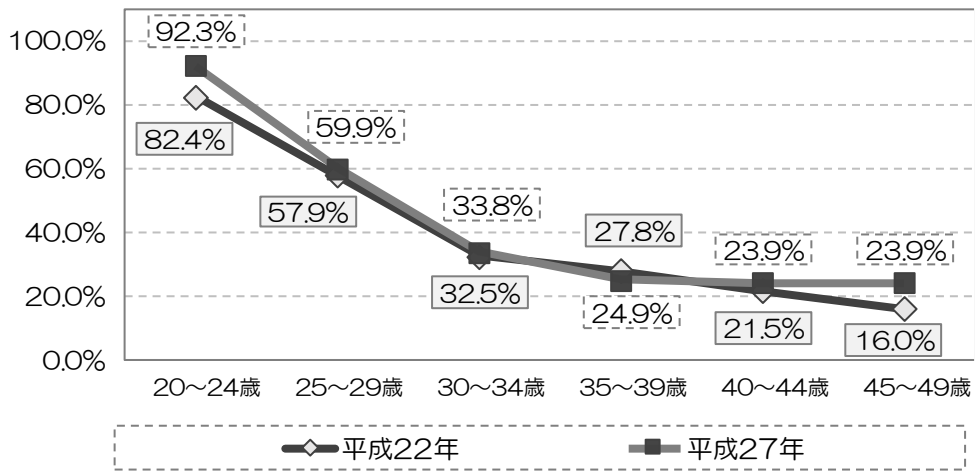
本市の20歳から49歳までの男性の未婚率は、「45～49歳」以外の区分で平成22年を平成27年が上回っています。

女性の未婚率は、「35～39歳」以外の区分で平成22年を平成27年が上回っています。



資料：国勢調査平成22年・平成27年

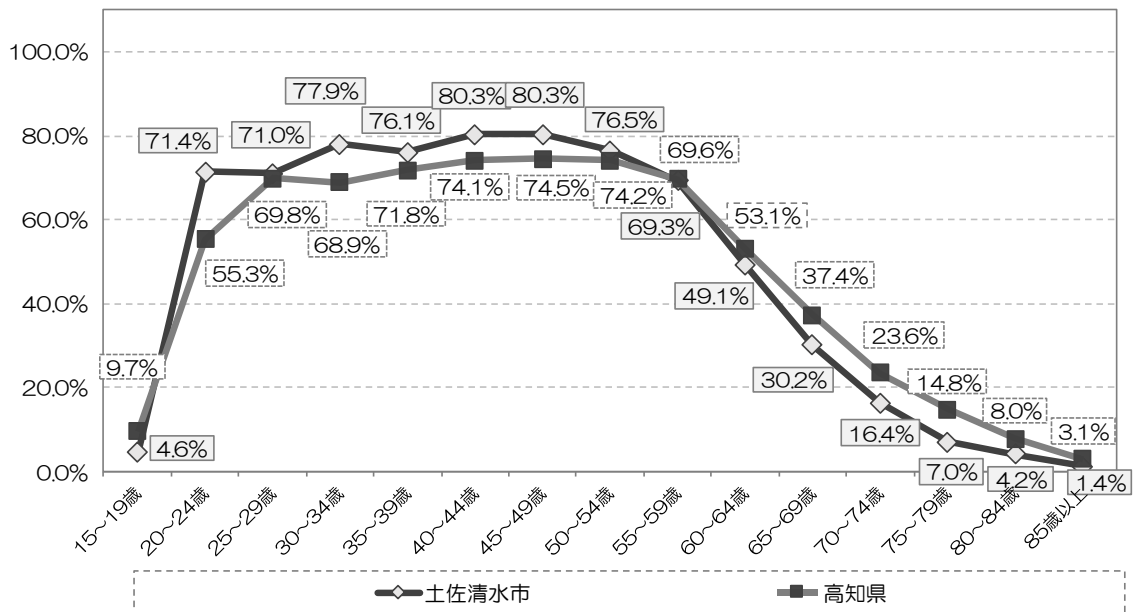
【女性】



資料：国勢調査（平成22年・平成27年）

(6) 女性の就業率

本市の女性の就業率は、20歳から54歳にかけて高知県の平均を上回っており、子育て世代の就業率の低さを表すM字カーブの特徴は見られません。



資料：国勢調査（平成27年）

(7) 生活保護の被保護世帯状況

本市の生活保護の被保護世帯数は、平成 27 年から平成 31 年にかけて 180 世帯前後で推移しています。

(単位：世帯)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
世帯数	184	185	178	178	180

資料：福祉事務所保護係（各年 4 月 1 日時点）

(8) 土佐清水市奨学金貸与状況

土佐清水市奨学金制度の貸与者数は、平成 27 年 147 人から令和元年 125 人と減少傾向にあります。

(単位：人)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
貸与者数	147	137	128	129	125

資料：こども未来課学校教育係（各年 5 月 1 日時点）

3. 第1期計画の進捗・評価

(1) 1号認定について

3歳以上の子どもについて、認定こども園（または幼稚園）で教育を希望する子どもは、計画値では量の見込みが供給を上回っていましたが、平成30年度実績で計画値の量の見込みを下回る水準となっており、供給面については不足なく十分に確保できています。

		平成 29年度	平成 30年度		平成 31年度	需給バランスの分析 (平成30年度末時点)
		実績	計画値	実績	計画値	
①量の見込み	1号認定	11	31	11	31	計画値を大きく下回る実績となりました。
②確保の内容	特定教育・保育施設	15	20	15	20	供給面については十分確保できており不足はありません。
②-①		4	▲ 11	4	▲ 11	

(2) 2号認定について

3歳以上の子どもについて、保育所や認定こども園等で保育を希望する子どもは、平成30年度実績でほぼ計画値の量の見込みどおりの水準となっており、供給面については不足なく十分に確保できています。

		平成 29年度	平成 30年度		平成 31年度	需給バランスの分析 (平成30年度末時点)
		実績	計画値	実績	計画値	
①量の見込み	教育二ーズあり	4	3	3	3	ほぼ計画どおりの実績となりました。
	教育二ーズなし	170	157	155	157	
②確保の内容	特定教育・保育施設	272	230	257	230	供給面については十分確保できており不足はありません。
	地域型保育 (小規模保育等)	0	22	0	22	
	計	272	252	257	252	
②-①		98	92	99	92	

(3) 3号認定0歳について

0歳の子どもについて、保育所で保育を希望する子どもは、平成30年度実績で計画値をやや下回りましたが、供給面における保育士の確保ができず待機となる子どもが発生しました。本計画においては、不足なく提供できるよう保育士の確保に努める必要があります。

		平成 29年度	平成 30年度		平成 31年度	需給バランスの分析 (平成30年度末時点)
		実績	計画値	実績	計画値	
①量の見込み	0歳	21	29	27	28	計画値を少し下回りました。
②確保の内容	認定こども園	0	0	0	0	供給面については、 保育士の確保ができず、 待機となりました。
	認可保育所	14	30	21	28	
	地域型保育 (小規模保育等)	0	0	0	0	
	計	14	30	21	28	
②-①		▲7	1	▲6	0	

(4) 3号認定1・2歳について

1・2歳の子どもについて、保育所や認定こども園等で保育を希望する子どもは、平成30年度実績でほぼ計画値の量の見込みどおりの水準となっており、供給面については不足なく十分に確保できています。

		平成 29年度	平成 30年度		平成 31年度	需給バランスの分析 (平成30年度末時点)
		実績	計画値	実績	計画値	
①量の見込み	1・2歳	97	102	103	99	ほぼ計画どおりとなりました。
②確保の内容	認定こども園	30	30	30	30	供給面については十分 確保できており不足は ありません。
	認可保育所	99	97	97	99	
	地域型保育 (小規模保育等)	0	12	0	12	
	計	129	139	127	141	
②-①		32	37	24	42	

(5) 地域子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業について、平成 29、30 年度実績と平成 31 年度計画値の見込み量、進捗状況は次のとおりです。

事業		計画値	実績		単位	進捗状況
		平成 31年度	平成 29年度	平成 30年度		
延長保育事業		8	51	78	人	市内すべての園において延長保育を実施しており、すべてのニーズに対応することができました。
放課後児童クラブ推進事業	低学年	44	50	55	人	清水小学校で実施しており、発達段階に応じた主体的な遊びや生活の場の提供を行いました。
	高学年	20	6	6	人	
地域子育て支援拠点事業		125	216	272	人回/月	園庭解放やふれあいサークルを開催するとともに子育てに関する相談指導や情報提供を行いました。
一時預かり	幼稚園型	656	2,328	2,193	人日	しみず幼稚園において実施し、すべてのニーズに対応することができました。
	幼稚園型以外	151	375	220	人日	きらら清水保育園、下ノ加江保育園において実施しており、すべてのニーズに対応することができました。
子育て短期支援事業		21	0	0	人日	平成29、30年度は実績がありませんでした。
病児・病後児保育事業		228	0	0	人日	実施していません。
子育て援助活動支援事業		0	0	0	人日	実施していません。
利用者支援事業		0	0	1	か所	平成30年度から事業を開始しました。母子保健コーディネーター（保健師）を中心に各機関と連携し、全妊婦のニーズに応じた支援を行いました。
乳児家庭全戸訪問事業		55	66	39	人	家庭訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行いました。
養育支援訪問事業	訪問世帯数	15	33	25	件	家庭訪問し、養育に関する指導、助言等を行いました。
	延べ訪問数	85	114	117	件	
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		1	1	1	か所	関係機関等の専門性とネットワーク間の連携強化を図るため、研修会を実施しました。
妊婦健康診査事業	延べ健診回数	742	489	458	回	健診受診結果により、要経過観察の方には訪問・電話等により状況を把握し助言・指導を行いました。
	1人あたり健診回数	14	7	7	回	
	人数	53	67	62	人	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		-	-	-		実施していません。
実費徴収に係る補足給付を行う事業		-	-	-		実施していません。

第3章 計画の基本理念と基本的な考え方

1. 基本理念

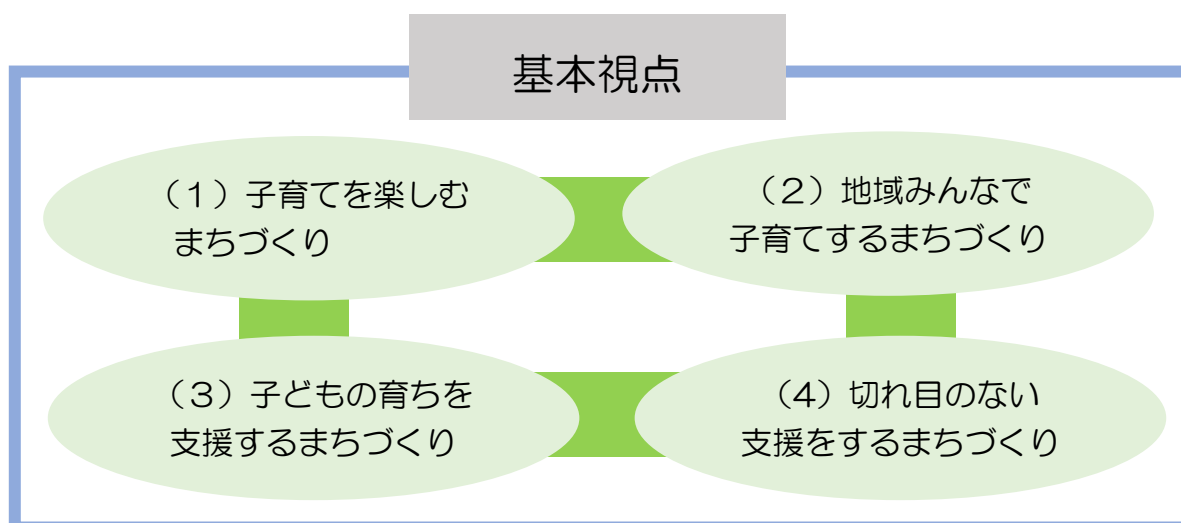
子どもたちは土佐清水市の未来を切り開いていく大切な存在です。子どもたちが土佐清水市を愛し、幅広い社会性を身に付け、人間性豊かな心を育て、夢や希望をかなえていくことが、活力ある土佐清水市を実現することにつながります。

子ども・子育て支援法の「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識とともに、家庭は教育の原点であり、出発点であるという認識のもと子育て支援を推進していきます。

しかし次世代を担う子どもが地域社会の一員として、郷土に愛着を持ってのびのび育つための地域づくりには、子育て家庭だけでなく、地域住民、各種団体、幼稚園・保育所、学校、企業、行政が互いに協力し、支え合う、やさしさと笑顔にあふれる地域づくりが必要となります。

第1期計画はこの考えを基本とする基本理念を掲げており、本計画もこれを継承することから、引き続き「輝く笑顔 みんなで子育てできるまち」を基本理念とします。

「輝く笑顔 みんなで子育てできるまち」



2. 計画の基本視点

本計画を策定するにあたっては、「子どもの最善の利益」や幸せが最大限に尊重され実現される社会をめざすため、子どもの育ちと子育てをめぐる環境を第一に考えることを念頭におくことが必要となります。子育ての環境を考えるにあたっては、教育・保育事業の充実のみならず、乳幼児期から学童期・思春期へと子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえていくことが求められます。そのため、本計画は4つの基本視点を念頭において、すべての子どもの成長に関わる子育て支援を一体的にとらえ、それぞれの子どもの成長にあわせて広がっていく計画としていきます。

基本視点1 子育てを楽しむまちづくり

子どもにとって、家庭は生活の基本です。子どもが安心してすくすく育っていくためには家庭の果たす役割は最も重要です。その中で親の愛情に包まれて基本的な生活習慣や社会のルールを学習していきます。

子どもの成長にとって最も重要な場である家庭で、親が安心して子どもを産み、育て、笑顔で楽しく子育てできるように子育て中の家庭に寄り添い支援していくことが必要です。

基本視点2 地域みんなで子育てするまちづくり

子ども・子育て支援の推進にあたっては、「よりよい地域づくりが、ひいては子どもの健全育成につながる」という観点から、子どもの健全育成や子育て支援を「地域づくり」や「まちづくり」という大きな視野の中でとらえることが必要です。

このため、子どもは次代の担い手であり、地域社会全体で育てるべきものということを再認識し、社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、市民・企業・行政等さまざまな担い手が協働・連携し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

基本視点3 子どもの育ちを支援するまちづくり

すべての子どもは、生まれながらにして「自ら育つ力」を持っています。その子どもの力が最大限に発揮されるとともに、一人の個人として尊厳が守られ、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

特に乳幼児期の発達は、乳児期と幼児期の連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことに留意しながら、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

基本視点4 切れ目のない支援をするまちづくり

子どもは親の背中を見て育ちます。やさしさにつつまれて育った子どもは、自分が大人になったときにも、自分の子どもをやさしく育てていくようになります。子どもたちがいろいろな人たちと出会い、豊かな自然環境にふれながら、やさしくたくましい大人に育つことができるよう、次の世代の親を育てていくという視点が必要です。

また、本市の重要課題である「少子化対策」に向けて、結婚から妊娠・出産、育児、そして子どもの育成まで、切れ目なく、本市らしいきめ細かい支援を行うことが必要です。

3. 基本目標

基本目標1. 地域における子育て支援

子育ての基本は家庭にあるということを前提としつつ、さまざまな子育て家庭のニーズに応じた教育・保育事業等の提供体制の充実と、適切な周知を行い、支援を必要とする家庭がより利用しやすい環境づくりを行います。

また子育て家庭が孤立することのないよう、気軽に相談できる場の確保や、身近な地域での交流の場の充実、地域と子ども、地域と家庭の関係づくりを図る等、子育て家庭を地域全体で支える体制づくりを行います。

また、経済的支援や就労支援等、子どもの貧困に対する支援にも取り組みます。

基本目標2. 親子の健康増進

安心して子どもを産み、育てられるよう、妊娠・出産・子育てについての正しい知識の普及と、安心して出産できる環境の整備、また妊産婦や乳幼児への適時適切な保健医療サービスの提供等、関連分野や関係団体と連携し推進します。

また、乳幼児期の健康診査、食育教育等を実施し、関連分野や関係団体と連携し、健やかな子どもの育成に取り組みます。

基本目標3. 子どもの健全育成と教育環境の整備

子どもたちは成長し、いつか子どもを育てる親となります。

次代の担い手である子どもたちが、主体性と社会性を身につけ、豊かな心、健やかな身体、確かな学力を持った、心身ともに健康な人間へと育つよう、学校等の教育環境の整備だけでなく、家庭、地域、幼稚園・保育所、学校における教育力の向上を図ります。

基本目標4. 子育てを支援する生活環境の整備

子どもが安心して過ごしたり、子どもを安心して産み育てるためには、住環境、交通環境、建築物等の整備や防犯に考慮した安全で安心な地域社会を形成することが重要となります。

施設や交通機関のバリアフリー化、子どもの遊び場の確保等、環境整備に取り組み、安心して子育てができるまちづくりを推進し、子どもや子育て家庭だけでなく、すべての人々が地域社会において健康で心豊かなゆとりある生活ができるよう、生活環境の整備を進めます。

基本目標5. 仕事と家庭生活の両立の推進

女性の社会進出が進み、共働き世帯が増加する一方で、親子のふれあいの時間が十分でない状況があります。アンケート調査でも子育てに不安や負担を感じる理由の上位として「仕事と子育ての両立」が挙げられるなど、仕事と家庭の両立は子育て家庭にとって大きな負担となっている状況等があります。

子育て家庭が仕事と子育てを両立し、心にゆとりをもって子育てができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努めるとともに、職場での子育て支援を推進します。また、父親、母親が互いに協力しあいながら楽しく子育てできるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

基本目標6. 子どもの安全の確保

子どもたちが安心してまちを歩けるよう、交通安全教育を推進するとともに、犯罪のない安全なまちづくりを推進します。

基本目標7. 支援を必要とする子どもへのきめ細やかな取り組みの推進

ひとり親家庭等、特に支援が必要な家庭への支援を充実するとともに、児童虐待等の深刻な課題を抱える家庭への支援ネットワークづくりを進めます。

4. 施策体系

輝く笑顔

みんなで子育てできるまち

1. 地域における子育て支援

- (1) 教育・保育・子育て支援の充実
- (2) 新・放課後子ども総合プランの推進
- (3) 子育てに関する経済的負担の軽減
- (4) 子どもの貧困対策の推進

2. 親子の健康増進

- (1) 人とのつながりを大切にできる子どもの育成
- (2) 親子の健康と安心の確保
- (3) 食育への取り組み

3. 子どもの健全育成と教育環境の整備

- (1) 教育環境の整備
- (2) 地域の子育て環境づくり

4. 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な住宅の確保
- (2) 良好な遊び場の確保
- (3) 安全な道路交通環境の整備

5. 仕事と家庭生活の両立の推進

- (1) 仕事と生活の調和実現に向けて

6. 子どもの安全の確保

- (1) 子どもの交通安全の確保
- (2) 子どもを犯罪、災害等から守るための活動

7. 支援を必要とする子どもへのきめ細かな取り組みの推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 障害のある子どもへの支援の充実
- (3) ひとり親家庭の支援の充実

第4章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1. 地域における子育て支援

(1) 教育・保育・子育て支援の充実

国では女性の就業率80%をめざしており、本市でも女性の社会進出が進んでいることや、就労形態の多様化により、今後さらに保育を必要とする児童の増加が見込まれます。引き続き、就労形態の多様化や子どもの状況等、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育サービスの提供・充実を図ります。

《課題》

保育所や認定こども園における教育・保育の質の向上や、一時預かり事業などの提供、未就園児の親子の子育て支援など多様な子育て家庭のニーズへの対応と、質の高い子育て支援の充実を図る必要があります。

《主要事業の内容》

①保育事業について

事業名	通常保育事業	担当課	こども未来課
事業内容	幼児期の特性を踏まえ、生涯にわたる人間形成を培うとともに、小学校以降の教育の基盤をつくる教育環境の整備を行います。 また、研修等の実施により保育士等の資質向上に努めます。		
現状・課題	保育士不足により、産休明け等の途中入所児童の受け入れが困難な状態であり大きな課題となっています。		
今後の方向性	すべての園において途中入所を希望すれば入所できる体制づくりに向け、保育士の確保に努めます。		

事業名	延長保育事業	担当課	こども未来課
事業内容	通常の預かり時間を越えて保育の提供を行う事業です。 11 時間保育が可能となっていますが、短時間保育認定を受けた児童が開所時間内で延長保育が受けられる体制を整えています。		
現状・課題	保護者のニーズに対応するため、すべての園において延長保育を実施しています。		
今後の方向性	引き続き仕事等により延長保育を希望する保護者のニーズに対応していきます。		

事業名	病児・病後児保育事業	担当課	こども未来課
事業内容	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。		
現状・課題	現在、本市は病児・病後児保育事業を実施していません。新事業として実施するにあたっては人材面、実施主体等の課題があります。		
今後の方向性	市内の医療機関での病児保育事業の実施に向けて情報共有等に努めます。		

事業名	障害児保育事業	担当課	こども未来課
事業内容	障害のある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな保育を実施し、集団生活の中での発達を図っています。		
現状・課題	子どもの障害の状態により、担当保育士を配置しています。		
今後の方向性	専門家による巡回指導・相談の充実や職員研修等を通じて保育内容の充実を図ります。		

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）について

事業名	「どんぐりっこ」子育て家庭の交流の場づくりと遊びの提供	担当課	こども未来課
事業内容	子育て支援センター「どんぐりっこ」において、親子で集う「ほのぼの」や、息抜き場となる「ほっとタイム」、妊産婦や乳児の「ぴよぴよクラブ」等を開催し、親子のふれあいや参加者の交流・仲間づくりの支援を行っています。		
現状・課題	親子のふれあいや仲間づくり、子育てに関する相談について支援を行うことにより、親の不安や孤立感を解消し、共に子どもの成長を楽しみながら子育てする人間関係の構築につなげています。		
今後の方向性	引き続き、親子のふれあい、交流の場として実施していきます。		

事業名	下ノ加江どんぐりっこ《新規》 (第4水曜日)	担当課	こども未来課
事業内容	下ノ加江保育園内の「下ノ加江どんぐりっこ」において、親子のふれあいや参加者の交流・仲間づくりの支援を行っています。		
現状・課題	親子のふれあいや仲間づくり、子育てに関する相談について支援を行うことにより、親の不安や孤立感を解消し、共に子どもの成長を楽しみながら子育てする人間関係の構築につなげています。		
今後の方向性	引き続き、親子のふれあい、交流の場として実施していきます。		

事業名	おでかけ広場《新規》	担当課	こども未来課
事業内容	どんぐりっこから離れた地区に住んでいる親子のために、地域の施設を借り、親子のふれあいや参加者の交流・友達づくりの場として気軽に利用できるようにしています。		
現状・課題	自由遊び、手遊び、絵本や紙芝居の読み聞かせを行っています。		
今後の方向性	各地区に出向き事業の充実に努めます。		

事業名	ぴよぴよクラブ (第2金曜日・第4火曜日)	担当課	こども未来課
事業内容	妊産婦や乳児を対象に親子のふれあいや参加者同士の交流・仲間づくりの支援を行っています。		
現状・課題	計画した遊びや講座、季節の飾りものの製作や育児相談を行っています。		
今後の方向性	保健師・管理栄養士・歯科衛生士と連携し支援を行います。		

事業名	ほっとタイム(月1回)	担当課	こども未来課
事業内容	母親の育児疲れ解消のためのリフレッシュの場として気軽に利用できるよう施設を開放しています。		
現状・課題	母親が日頃の育児からほっと一息つける場を提供しています。		
今後の方向性	引き続き、息抜きの場を提供していきます。		

事業名	おひさまニコニコサークル《新規》	担当課	こども未来課
事業内容	仲間づくりの輪を広げるよう、自主的な母子サークル「おひさまニコニコサークル」の支援を行っています。		
現状・課題	母親が中心となり、計画した遊びや製作などの活動を行っていますが、参加者数が減少しています。		
今後の方向性	引き続き、サークル活動の支援を行います。		

事業名	子育て学習会の開催	担当課	こども未来課
事業内容	子育てに関する学習会を実施することで、親が育児について考える機会となり、緊急時等に適切な行動がとれるよう体験学習や子どもの理解・子育ての工夫等情報を提供しています。		
現状・課題	歯磨き教室・離乳食講座・救命救急講座・親子の絆教室・護身術講座・茶道講座・乳幼児のリズムダンス・ミュージックケア・お母さん先生講座の他、土佐清水市の特色を生かした宗田節の紹介・魚のさばき方教室等を実施しています。		
今後の方向性	引き続き、親子のニーズに合う子育て学習会の充実に努めます。		

事業名	地域の子育て家庭の支援体制	担当課	こども未来課
事業内容	保健師、主任児童委員、保育士、家庭相談員等の専門機関が連携を図り、必要に応じて子育てに関するさまざまな情報を提供し対応しています。		
現状・課題	地域子育て支援センターの活動内容と子育てに関する情報について「子育て通信 のびのび」や、広報等での周知を図り、一度も利用していない家庭に参加を呼びかけています。		
今後の方向性	引き続き、「子育て通信 のびのび」の内容の充実に努めます。		

③児童家庭支援について

事業名	児童家庭支援	担当課	教育センター (家庭児童相談室)
事業内容	子育て支援について、育児不安や悩み等について相談に応じるとともに、電話相談窓口を設置しています。 また虐待等緊急相談にも対応しています。(電話)相談から必要に応じ、家庭への訪問相談・支援等を実施します。		
現状・課題	虐待等緊急時には、24 時間体制で相談に応じられるよう緊急通報電話を備え、虐待予防・早期対応に努めています。		
今後の方向性	育児不安や悩み等の解消を図るため、安心して子育てに関する相談が可能となる環境整備や緊急対応に努めます。 ◆相談・訪問（家庭相談員） 相談から必要に応じ、家庭への訪問活動を行います。 ◆保健師・保育士のほか関係機関との連携による情報共有を図り、迅速かつ効果的な支援へとつなげていきます。		

④一時預かり保育事業・保育園の園庭開放

事業名	一時預かり保育事業	担当課	こども未来課
事業内容	<p>保護者が、仕事や通院、入院等で保育できない理由がある場合や、育児の負担をリフレッシュしたい場合に、一時的にお子さんをお預かりする事業です。</p> <p>市内 2 園（下ノ加江保育園、きらら清水保育園）と認定こども園において実施しています。</p>		
現状・課題	<p>保護者が、仕事や通院等で保育できない場合や、育児の負担をリフレッシュしたい場合に、一時的にお子さんをお預かりしています。</p>		
今後の方向性	<p>引き続き、気軽に利用してもらえるよう周知を図ります。</p>		

事業名	園庭開放（家庭保育をしている親子との交流と遊び環境の充実）	担当課	こども未来課
事業内容	<p>園庭や保育室の遊具・玩具等で親子が遊んだり、保育所の園児と交流ができるよう、市内 5 園で園庭開放を実施しています。</p> <p>家庭保育をしている親が顔見知りとなり、子育て仲間をつくる場の提供をしています。</p>		
現状・課題	<p>市内 5 園で月に各 1 回、園庭開放を実施し園庭や保育室の遊具・玩具等で親子が遊んだり、保育所の園児と交流しています。</p>		
今後の方向性	<p>引き続き、保育所へスムーズに入園できるよう繋げていきます。</p>		

(2) 新・放課後子ども総合プランの推進

国では次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破するという観点から、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定し、すべての児童が放課後を安全・安心して過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や放課後子ども教室を推進してきました。

本市においても、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室を実施し、「放課後子ども総合プラン」の推進に取り組んできました。

平成30年9月、プランの進捗状況や各施策の動向を踏まえ、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進を図ること等を内容とした「新・放課後子ども総合プラン」が発出されました。新プランでは、女性の就業率の上昇を踏まえて令和5年度末までに30万人分の放課後児童クラブの整備、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体型・学校施設の活用の推進、子どもの主体性を尊重し子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上等が目標に掲げられています。

本市においても、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室推進事業の両事業の一体的な実施の推進を図るとともに、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に求められる役割の徹底等に努めます。

《課題》

放課後児童クラブや放課後子ども教室の利用状況や利用希望等も踏まえ、引き続き両事業を実施しますが、両事業の一体的な実施の推進、内容の改善・充実等を図る必要があります。

《主要事業の内容》

事業名	放課後児童健全育成事業	担当課	生涯学習課
事業内容	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の時間帯等において、適切な遊びや生活の場を提供する事業で、清水小学校で実施しています。		
現状・課題	反抗期の子どもの対応が問題となっています。また特別な支援が必要な児童に対し、きめ細やかな支援が行えるよう加配支援員の増員配置が必要となっています。児童に対する育成支援のため支援員の専門性を高める研修や指導体制の充実を図っていく必要があります。		
今後の方向性	児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、明るくて衛生的な環境において、心身ともに健やかにすごせる体制づくりを進めます。		

事業名	放課後子ども教室推進事業	担当課	生涯学習課
事業内容	<p>放課後や週末等に小学校の余裕教室や公民館等を活用した、子どもの安全・安心な活動拠点を設けています。</p> <p>地域の方々の参画を得て、子どもとともに勉強やスポーツ・文化活動や地域住民との交流活動等を5教室で実施しています。</p>		
現状・課題	<p>地域の方々による「協働活動支援員」の参画を得て、異学年が共に過ごし、学びあう空間を提供しています。平成30年度からは学校の長期休業中の一部も開設しています。</p> <p>学期ごとに広報誌を発行、支援員の熱意や教室の充実が徐々に実り、児童の登録数も増えており、これまで以上の賑わいをみせています。その分、児童が過ごせるスペースが不足していることが課題となっています。また他の教室では参加児童が少なく苦慮している教室もあります。</p>		
今後の方向性	<p>学校・家庭・地域が連携・協力し、地域住民の参画による地域の実情に応じた取り組みを行うことにより、放課後等に子どもたちの安心・安全な居場所を確保するとともに、多様な体験・交流・学習活動を行うことができる環境づくりを推進します。</p>		

(3) 子育てに関する経済的負担の軽減

経済的支援の充実にあたっては、児童・乳幼児医療費助成をはじめ、各種の経済的支援を行ってきました。今後も引き続き各種助成制度による経済的支援を行い、広報誌や市のホームページなどに掲載し、住民への周知を図ります。

《課題》

子育て家庭の経済的負担を軽減するための事業の充実が求められます。

《主要事業の内容》

事業名	多子世帯保育料等軽減事業		担当課	こども未来課		
事業内容	18歳未満の子どもがいる世帯の第3子以降3歳児未満の幼児の保育料を全額無料としています。また、2人以上の子どもが同時に通園する場合2人目を半額としています。					
現状・課題	多子世帯に係る経済的負担のさらなる軽減を図る必要があります。					
実績		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	認可保育所	18人	11人	13人	20人	20人
	認定こども園	5人	2人	4人	9人	6人
今後の方向性	令和元年10月からの幼児教育・保育施設の利用料無償化により、子育てにかかる経済的負担の軽減が図られますが、さらなる経済的支援についても検討していきます。					

※平成31年の実績値は見込みとなります。以下同様。

事業名	児童・乳幼児医療費助成事業	担当課	福祉事務所
事業内容	18歳に達する日以後の最初の3月末日までの者の医療費を無料としています。		
現状・課題	安心して医療を受けられる体制の整備に努めています。		
今後の方向性	引き続き、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。		

事業名	児童手当	担当課	福祉事務所
事業内容	15歳に達する日以後の最初の3月末日までの者を監護し、生計を維持している方に支給しています。		
現状・課題	適正な受給の確保のため、関係機関との連携をさらに強化していきます。		
今後の方向性	引き続き、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。		

事業名	赤ちゃんの紙おむつ購入支援事業	担当課	福祉事務所
事業内容	本市に出生届を提出した新生児、本市に転入した乳児の保護者へ「紙おむつ購入」の助成を行う事業です。		
現状・課題	出生数が減少傾向にあり、事業の周知等を行う必要があります。		
今後の方向性	助成内容の充実を図り、今後も事業を継続していきます。		

(4) 子どもの貧困対策の推進

国では令和元年 6 月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正が公布され、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策を行うことや、市町村における貧困対策計画の策定が努力義務となりました。

『高知家子どもの貧困対策推進計画』においては、このような子どもたち自身の努力に及ばない不利な環境により、子どもたちの未来が閉ざされてしまわないよう教育や福祉等の分野を中心に子どもたちや家庭への支援に取り組んでいます。

本市ではこれまで子育て家庭への経済的負担の軽減のための施策や保護者の就労支援等を行ってきました。今後も引き続き奨学金制度等の「教育支援」、児童扶養手当の給付や母子父子寡婦福祉資金の貸付等の「生活支援」、ひとり親家庭の能力開発等のための「就労支援」や「経済的支援」を実施するとともに、それぞれが子どもの貧困対策という視点を持って各種事業に取り組めます。また、必要に応じて調査研究を実施します。

①教育支援

事業名	土佐清水市奨学資金	担当課	こども未来課
事業内容	本市に住所を有する家庭の学生で、高等学校以上の学校に入学予定または在学し、学費の支弁が困難な者を対象とし、無利子で以下の貸与を行っています。		
	高等学校、またはこれと同程度の学校に在学する者	月額 13,000 円以内	
	短大・専修学校、またはこれと同程度の学校に在学する者	月額 30,000 円以内	
	大学・大学院、またはこれと同程度の学校に在学する者	月額 40,000 円以内	
現状・課題	世帯の住民税課税総額がおおむね 50 万円以内の者に貸与していません。		
今後の方向性	今後も引き続き、奨学資金を貸与することにより、生徒たちに進路の可能性が広がるように支援していきます。		

②生活支援

事業名	【再掲】児童家庭支援	担当課	教育センター (家庭児童相談室)
事業内容	<p>子育て支援について、育児不安や悩み等について相談に応じるとともに、電話相談窓口を設置しています。</p> <p>また虐待等緊急相談にも対応しています。(電話)相談から必要に応じ、家庭への訪問相談・支援等を実施します。</p>		
現状・課題	<p>虐待等緊急時には、24 時間体制で相談に応じられるよう緊急通報電話を備え、虐待予防・早期対応に努めています。</p>		
今後の方向性	<p>育児不安や悩み等の解消を図るため、安心して子育てに関する相談が可能となる環境整備や緊急対応に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆相談・訪問（家庭相談員） 相談から必要に応じ、家庭への訪問活動を行います。 ◆保健師・保育士のほか関係機関との連携による情報共有を図り、迅速かつ効果的な支援へとつなげていきます。 		

事業名	児童扶養手当	担当課	福祉事務所
事業内容	<p>18 歳に達する日以後の最初の 3 月末日までの間にある者又は 20 歳未満で政令に定める程度の障害の状態にある者を監護し、生計を同じくする母又は父並びに養育者へ所得等に応じて支給しています。</p>		
現状・課題	<p>適正な受給の確保のため、関係機関との連携をさらに強化していきます。</p>		
今後の方向性	<p>児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を図ります。</p>		

事業名	母子父子寡婦福祉資金貸付金	担当課	福祉事務所		
事業内容	児童が就学するための資金等、13種類の貸付金を実施しています。				
現状・課題	有効に活用してもらうように無理のない償還計画を立てています。				
実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	0人	0人	0人	1人	0人
今後の方向性	ひとり親家庭の自立や児童の健やかな育成を支援していきます。				

③就労支援

事業名	ひとり親家庭自立支援対策事業	担当課	福祉事務所		
事業内容	ひとり親家庭の能力開発等のための給付金を支給しています。				
現状・課題	資格や技能を取得するため認められたカリキュラムを受講される際、受講料や生活費等の一部を助成しています。				
実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	0人	1人	1人	1人	0人
今後の方向性	引き続き、ひとり親世帯が将来を見通して自立できるよう、能力向上を支援します。				

④経済的支援

事業名	ひとり親家庭医療費助成事業	担当課	福祉事務所		
事業内容	18歳に達する日以後の最初の3月末日までの者及び母又は父に対し、所得等に応じて医療費を無料としています。				
現状・課題	安心して医療を受けられる体制の整備に努めていきます。				
実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	0人	0人	0人	1人	0人
今後の方向性	ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ります。				

基本目標2. 親子の健康増進

(1) 人とのつながりを大切にできる子どもの育成

健全で安全な生活を送るための基礎を培うため、家庭・学校・地域が連携し、子どもの心と身体の発達過程に応じた健康教育を推進します。

また、いのちの尊さを理解し、自分自身をかけがえのない存在と感ずること、相手の心と身体を大切にできるよう、性教育をはじめ思春期保健教育を充実します。

《課題》

本市の教育行政方針に基づき、「土佐清水市の風土を大切にしたい人間教育と人間性豊かな心の育成」を主眼とした取り組みを進めていく必要があります。

《主要事業の内容》

事業名	子育て体験学習事業 (いのちと性に関する教育の充実)		担当課	健康推進課	
事業内容	子育て体験学習等を通して、子どもたち一人ひとりが、望まれ選ばれたかけがえのない“いのち”をもっていることに気づいてもらい、自分や相手を慈しむ気持ちを考える機会として実施しています。				
現状・課題	10代の妊娠・中絶・出産が幡多管内でもみられており、命の大切さを伝えることが重要となっています。 継続した事業実施は必要ですが、出生数が減少しているため、赤ちゃんボランティアの確保が厳しくなっています。				
実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	117人	103人	85人	81人	74人
今後の方向性	子育て体験学習事業を通して、子どもたち一人ひとりが、望まれ選ばれたかけがえのない“いのち”をもっていることに気づいてもらい、自分や相手を慈しむ気持ちを考える機会として、今後も継続して実施します。				

事業名	小児生活習慣病予防健診	担当課	健康推進課
事業内容	平成 26 年度から清医会（医師会）・学校・教育委員会等と連携を図り、小児期の生活習慣病の早期発見及び予防を目的として、市内の小学校 5 年生と中学校 1 年生の希望者を対象に実施しています。		
現状・課題	事業実施当初 80%台だった受診率は年々上昇し、平成 30 年度は小学 5 年生：100%、中学 1 年生：95%と高い受診率となっており、健診受診の必要性は定着してきています。保健指導対象者は全受診者の 55.1%と生活習慣改善が必要な割合は高い状態にあり、今後も保健指導対象者に対して保健指導を継続し、生活習慣の改善に取り組んで行く必要があります。		
今後の方向性	清医会（医師会）・学校・教育委員会等と連携を図り、近年増加傾向にある小児期の生活習慣病の早期発見及び予防を通じて小児の健やかな発育をめざし、充実した健康教育・保健指導を学校と協力しながら推進します。本事業をきっかけに、地域や家庭の生活習慣を見直す機会とし、必要に応じ生活習慣の改善に取り組んでいけるよう事業を継続していきます。		

(2) 親子の健康と安心の確保

母子の健康の促進のため、妊婦・乳幼児健康診査を実施し、各健診の未受診者については文書・電話・訪問などで受診勧奨を実施する等、妊娠期からの切れ目ない支援に努めています。

また、子どもの健康状態の指標等は年齢や発達段階により異なることから、親が子どもの健康について正しい知識を習得できるよう、情報提供を行います。

《課題》

各種健康診査や乳児家庭全戸訪問事業を通じて、さまざまな不安をもつ妊婦や乳幼児の保護者、発達の遅れがみられる子どもに対して、早期の対応、早期の療育に努めていくことが引き続き求められます。

《主要事業の内容》

事業名	利用者支援事業	担当課	健康推進課
事業内容	子育て世代包括支援センター（母子保健型）「虹彩（にじいろ）」を設置し、母子保健コーディネーター（保健師）を配置することにより、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行っています。		
現状・課題	母子保健コーディネーターを中心に全妊婦と面談し必要に応じて支援プランを作成し、妊産婦等の状況を把握したうえで、ニーズに応じた支援につなげています。妊娠・出産・子育てに関する相談等に対して、保健師、助産師の専門職が必要な情報提供、助言、保健指導を行っています。		
今後の方向性	地域の子育て支援者、関係機関が連携協力し、母親同士の仲間づくりや妊産婦等が家庭や地域において孤立することなく、安心して妊娠期を過ごし、子育てができるよう支援を行います。		

事業名	乳児健康診査	担当課	健康推進課			
事業内容	発達の遅れを早期に発見し、適切な支援を行います。また、保健指導・栄養指導等を行い、乳児の健康の保持増進を図ります。そして、乳児の健康診査の未受診者を把握し、受診を促進します。					
現状・課題	未受診者の現状把握（訪問等）や受診勧奨が課題となっています。					
実績		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	対象者	109人	117人	130人	89人	100人
	受診者	108人	111人	126人	84人	100人
今後の方向性	今後も母子保健法に基づき、支援を継続します。					

事業名	1歳6か月健康診査	担当課	健康推進課
事業内容	1歳6か月～2歳未満の幼児を対象に、集団健診で、病気や異常の発見だけではなく、育児支援に重点をおき、問診（発達、育児環境等のチェック）、身体測定、内科健診、歯科健診、フッ素塗布（希望者）、保健指導、栄養指導、歯科指導等を実施しています。		
現状・課題	未受診者の現状把握（訪問等）や受診勧奨が課題となっています。		
今後の方向性	今後も母子保健法に基づき、支援を継続します。		

事業名	3歳児健康診査	担当課	健康推進課
事業内容	3歳～4歳未満の幼児を対象に、集団健診で、病気や異常の発見だけではなく、育児支援に重点をおき、問診（発達、育児環境等のチェック）、身体測定、内科健診、歯科健診、視覚・聴覚検査、尿検査、フッ素塗布（希望者）、保健指導、栄養指導、歯科保健指導等を実施しています。		
現状・課題	未受診者の現状把握（訪問等）や受診勧奨が課題となっています。		
今後の方向性	今後も母子保健法に基づき、支援を継続します。		

事業名	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	担当課	健康推進課
事業内容	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供を行っています。		
現状・課題	育児支援が必要な母親が多くなっている傾向があり、今後も継続して家庭相談員との連携が必要です。		
今後の方向性	子育て世代包括支援センターとの情報共有を行います。また、産前産後サポート事業を通じて助産師との連携を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供を行います。		

事業名	歯科保健の充実	担当課	健康推進課
事業内容	乳幼児健康診査での歯科健診や保健指導に取り組むとともに、全ての保育園・小学校でフッ素洗口を実施しています。また、歯の無料検診を実施し健康教育にも積極的に取り組んでいます。		
現状・課題	口腔への関心が高まることをめざし、歯科指導や健康教育を行っています。		
今後の方向性	今後も、歯科指導や歯の健康教育を継続して推進し、口腔への関心が高まることをめざします。		

事業名	予防接種事業の推進	担当課	健康推進課
事業内容	出生時や転入時に予防接種手帳を交付し、市のホームページや広報にて周知を行い、医療機関や学校・保育園・子育て支援センター等に予防接種の冊子を配布する等情報提供を行っています。		
現状・課題	予防接種率の向上をめざして、未接種者への受診勧奨を行っていますが、接種率は伸び悩んでいます。		
今後の方向性	今後も継続して、各予防接種の接種率向上を推進していきます。		

事業名	母親・父親講座の充実	担当課	健康推進課
事業内容	保健師、管理栄養士、歯科衛生士が参加者の希望を聞きながら、妊娠・出産・育児に関する情報提供や、沐浴実習による実技の習得だけでなく、父親の妊婦体験を通して、安心して赤ちゃんを迎えられるように支援を行い、妊娠中から父親の育児参加の姿勢を育む機会としています。		
現状・課題	妊婦数の減少により、対象者数も減少しています。		
今後の方向性	産前産後サポート事業と連携しながら母乳育児の大切さを継続するとともに、今後も栄養指導・沐浴実習や父親の妊婦体験等を実施します。		

事業名	育児相談体制の充実	担当課	健康推進課
事業内容	妊娠、出産、育児等に関する不安や悩みが早期に軽減・解消できるよう、相談を行い、必要時には訪問を実施しています。		
現状・課題	管理栄養士・歯科衛生士・保健師が連携し相談体制を整備しています。		
今後の方向性	今後も妊娠、出産、育児等に関する不安や悩みが早期に軽減・解消できるよう、育児支援を実施します。		

事業名	子育てペアレントトレーニング事業	担当課	健康推進課
事業内容	子育てペアレントトレーニングのプログラムを実施することで、母親のコミュニケーション力を高めるとともに、子育てに自信が持てる養育者が増えること、母親が自分の気持ちを語り、ストレスを軽減させて子育てすることにより、虐待のリスクを減らすよう支援しています。		
現状・課題	教室は4回連続の参加が前提となっているため、子どもの体調不良、用事等で欠席があれば訪問等によりフォローを行っています。		
今後の方向性	参加者からは「参加して良かった」との声が聞かれ、アンケート結果からも前向きな回答になっている方が多くなっています。少子化に伴い今後ますます子育てペアレントトレーニング事業が重要となることから、継続して事業を実施します。		

(3) 食育への取り組み

食育の推進にあたり、離乳食教室をはじめ、食生活に関する学習機会の提供を図っています。

また保育所、認定こども園、学校などにおいても食育に関する取り組みを実施しています。保護者等に対しても、行事食の実施や試食会等さまざまな機会を設けて給食の内容や給食の大切さについて情報提供や意見交換を実施しています。

《課題》

3歳児健康診査終了後の保育所に入っていない子どもたちへの食育を指導する機会がないことや、学校教育の中で体系的な食育指導ができていないことが課題となっていることから、それぞれの段階での食育の啓発・指導に努めていく必要があります。

また、食生活改善推進員の高齢化による会員数の減少や、それぞれの事業の対象者の減少に伴う参加者の減少も課題となっています。

《主要事業の内容》

事業名	栄養指導		担当課	健康推進課		
事業内容	保育所・認定こども園・小学校・中学校において栄養指導を実施しています。					
現状・課題	食生活改善推進員の協力を得ながら食育支援を実施しています。きめ細やかな支援の継続のために、食生活改善推進員の養成、研修が必要となっています。					
実績		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	保育所	1回	2回	2回	2回	2回
	認定こども園	9人	53人	139人	63人	50人
	小学校 中学校	7回 122人	8回 183人	8回 156人	7回 122人	8回 120人
今後の方向性	今後も保育所・認定こども園・小学校・中学校等での食育支援を継続していきます。					

事業名	食生活改善推進活動の充実	担当課	健康推進課
事業内容	生活習慣病予防や食育を目的に地域や学校と連携し、健康や食生活の大切さを普及・啓発しています。		
現状・課題	食生活改善推進員の高齢化により会員数が減少しています。		
今後の方向性	食生活改善推進員の養成を継続して行い、会員の協力を得ながら、地域活動を継続していきます。		

事業名	妊娠期の食育の啓発	担当課	健康推進課
事業内容	妊娠前からの適切な食生活の重要性も含め、母親・父親講座で妊娠期・授乳期の食生活について考える機会を提供しています。		
現状・課題	対象者の減少により、母親・父親講座の参加者数が減少しています。		
今後の方向性	今後も引き続き、妊娠期・授乳期の食生活について考える機会を提供していきます。		

事業名	乳幼児期の食育の啓発	担当課	健康推進課
事業内容	乳幼児期における食育は、子どもの心と身体をつくる基本です。乳児健康診査において4か月児を対象とした離乳食講習や乳幼児健康診査・育児相談で栄養指導の充実を図っています。		
現状・課題	対象者の減少により、参加者数が減少しています。		
今後の方向性	4か月健診での離乳食講習会や幼児健診、育児相談等での食育支援を継続していきます。		

基本目標3. 子どもの健全育成と教育環境の整備

(1) 教育環境の整備

児童・生徒の健全育成や、基礎学力の定着等、子どもを中心においた取り組みが必要です。

《課題》

ハード面においては、近い将来発生するとされている南海地震とそれに伴う津波対策等を計画的に行っていく必要があります。

ソフト面においては、いじめや不登校の児童・生徒の早期把握、一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な特別支援教育の推進を図る必要があります。学校・家庭・地域等が一体となり、児童・生徒自らが学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質や能力の育成と、一人ひとりの個性を生かした豊かな人間性、創造性をはぐくむ教育の推進に取り組んでいきます。

《主要事業の内容》

事業名	不登校等児童生徒の対応		担当課	こども未来課 教育センター		
事業内容	いじめや不登校の児童・生徒の早期把握に努めるとともに、その解消に向け、全教職員で取り組むほか、スクールカウンセラーの活用や、教育センター内の適応指導教室の利用、スクールソーシャルワーカー・家庭相談員による支援等を行っています。					
現状・課題	いじめや不登校の問題は、全国的に増加傾向にあり、土佐清水市においても増加傾向にあります。また、複雑・長期化する傾向も強く困難を抱える子どもたちへは、保護者も含め、個々に応じたきめ細かな対応・支援が求められています。					
実績		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	適応指導教室利用者数 (小・中)	7人	4人	9人	5人	3人
今後の方向性	困難を抱える子どもたちの社会的自立が可能となるよう学校現場や関係する機関が連携した取り組みを行います。また早期対応・的確な支援のため、教育センター内に専門知識を有する職員の配置や養成などにより人的強化を図り、相談支援体制の充実強化を図ります。					

事業名	学校施設・設備の充実	担当課	こども未来課
事業内容	必要に応じての修繕・改修や備品等の充実に努めています。		
現状・課題	清水小学校の改築、給食センターの新築工事を行い、建物建設についての計画が完了しました。		
今後の方向性	既存建物の長寿命化のため、空調設備の充実等必要に応じて修繕・改修に努めます。		

事業名	特別支援教育等の充実	担当課	こども未来課		
事業内容	関係機関との連携を深めながら、特別支援教育学校コーディネーターの研修や特別支援教育支援員の配置等、児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な特別支援教育の推進を図り、通常学級に在籍する発達障害傾向の児童・生徒及び特別支援学級の児童・生徒への支援の充実に努めています。				
現状・課題	関係機関との連携を深めながら、特別支援教育学校コーディネーターを中心に、児童・生徒の支援について個別検討会を持つなど支援を進めています。特別支援教育支援員の協力を得ながら個別の支援を進めていますが、該当の児童・生徒が多くなっており、特別支援教育支援員の研修も進めながら、具体的な支援を進めています。				
実績	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
	14 人	14 人	13 人	12 人	12 人
今後の方向性	関係機関との連携を深めながら、特別支援教育学校コーディネーターが一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な支援の計画を立て、特別支援教育支援員等を有効に活用することで、特別支援学級及び通常学級に在籍する児童・生徒について個別に具体的に支援を行っていきます。				

(2) 地域の子育て環境づくり

地域の教育力向上にあたっては、児童・生徒が地域行事に参加することはもとより、地域住民も学校行事に参加する機会を設けることで、連携・交流を促進しています。

また、地域における各種スポーツ活動やその他体験活動も推進しています。

《課題》

少子化が進むにつれ、子どもたちは日々の生活や遊びの中で正義感や社会性を身に付けたり、異年齢間での継承やルールを自然に学ぶことが難しくなっています。そのため、子どもと地域のつながりはもとより、地域と学校のつながりが求められます。

《主要事業の内容》

事業名	地域学校協働本部事業 (学校支援地域本部事業)	担当課	生涯学習課
事業内容	地域と学校が連携・協働する仕組みづくりを促進し、子どもたちを支えるだけでなく、学習支援、部活活動支援、環境整備、読書活動支援等の活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、学校及び地域の活性化を図っています。		
現状・課題	学校のニーズに答えられる支援員・ボランティア等の協力者を確保する必要があります。教育内容の拡大・質の向上を図るために、事業内容を地域に周知させる広報活動を効果的に行い、積極的に研修への参加を促し、支援員・ボランティア等の育成に努めています。		
今後の方向性	従来の学校支援地域本部等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化、ネットワーク化をめざす新たな体制の整備を進めます。		

基本目標4. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

公共施設等の改善・整備にあわせて、設備などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入等に努めます。

《課題》

少子化対策や定住対策としては、子育て家庭にとって暮らしやすい住宅環境の整備が大きな課題となります。

《主要事業の内容》

事業名	良質な住宅の確保	担当課	まちづくり対策課
事業内容	住宅環境について計画的に整備を進めています。 (※子育て世帯を限定したものではありません。)		
現状・課題	定住対策・少子化対策に向けては、子育て家庭にとって暮らしやすい住宅の整備は大きな課題です。		
実績	平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・曙団地駐車場整備 ・緑ヶ丘第3団地、第4団地外壁改修 ・三崎団地南棟外壁改修 ・大岐団地屋根補強 	
	平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・東谷第2団地浄化槽設置 ・竜串第4団地、中浜団地外壁改修 ・竜串団地屋根補強 	
	平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・東谷第3団地外壁改修 	
	平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーンハイツ団地給水設置改修 	
	平成 31 年	<ul style="list-style-type: none"> ・下ノ加江団地外壁改修 	
今後の方向性	今後も引き続き、計画的に整備を進めます。		

(2) 良質な遊び場の確保

子どもは遊びを通して同年齢や異年齢の他者とふれあったり交流します。その中で社会性や協調性を身につけ、豊かな人間性を育てていくことから、子どもたちが安全にのびのびと遊ぶことができる環境を整えることが重要となります。

《課題》

公園施設の老朽化にともない、遊具の整備等が必要になっています。

《主要事業の内容》

事業名	安全、安心な遊び場の確保		担当課	まちづくり対策課
事業内容	公園や遊具の整備により、同年齢・異年齢・親子で安心して遊べる場所の確保を図っています。			
現状・課題	公園の遊具の老朽化により、遊具の更新、維持管理が必要です。			
実績	平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・西町公園、鹿島公園遊具設置工事 ・総合公園整備工事 		
	平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・総合公園遊具修繕工事 ・総合公園整備工事 		
	平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・元町公園側溝工事 ・総合公園園路排水整備工事 		
	平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・西町公園健康遊具設置工事 ・総合公園遊具修繕工事 ・寿町公園擁壁改修工事 ・鹿島公園側溝整備工事 		
	平成 31 年	<ul style="list-style-type: none"> ・旭町公園、中央公園、寿町公園遊具更新 ・鹿島公園健康遊具設置工事 		
今後の方向性	公園遊具の更新、維持管理を行い総合公園の計画的な整備を行います。			

(3) 安全な道路交通環境の整備

子どもが安心・安全に過ごせるよう、道路環境の整備にあたっては、道路・歩道の整備や地域の要望を踏まえた交通安全施設の整備を順次行っています。また、国や県に対する道路・歩道の整備に関する要望等も行っています。

《課題》

引き続き、子どもが安心・安全に過ごせる道路環境の整備を行う必要があります。

《主要事業の内容》

事業名	道路交通環境の整備	担当課	まちづくり対策課
事業内容	道路の新設・改良による交通安全対策を推進しています。また、安全な通園・通学ができる歩道等、道路交通環境の整備を促進しています。		
現状・課題	道路施設が老朽化し特に橋梁の補修・更新費用が増加傾向であり道路新設改良費に占める割合が増加しています。		
実績	<ul style="list-style-type: none">・市場寿汐見線道路改良工事（平成 27～28 年）・グリーンハイツ 9 号線道路改良工事（平成 27～28 年）・瀬合橋橋梁修繕工事（平成 28 年）・下ノ加江布線落石対策工事（平成 28～30 年）・竜串平ノ段城ノ峯線城ノ峯隧道補修工事（平成 29～30 年）・天神町汐見線道路改修工事（平成 30～31 年）・東谷グリーンハイツ線道路改修工事（平成 30～31 年）		
今後の方向性	引き続き地域の要望を踏まえ、必要な整備を行います。 また、道路施設の個別施設計画、長寿命化計画を策定し道路の適切な維持管理に努めます。		

基本目標5. 仕事と家庭生活の両立の推進

(1) 仕事と生活の調和実現に向けて

労働時間が長短二極化となっている現在、仕事に追われ休みがとれない、安定した仕事に就けない、共働き家庭の増加等、さまざまな理由で育児等の生活と仕事の両立が難しい等の問題を抱えている子育て家庭が多くなっています。

仕事は経済的に自立した暮らしをするために不可欠な要素です。また同時に家庭や地域での生活も暮らしには欠かすことができません。仕事と生活の双方が充実することが生きがいや喜びにつながります。

男女問わず、すべての人が多様で柔軟な働き方ができるよう、子育て支援等の社会的基盤の充実を図り、それと同時に働き方の見直しを進めることにより、仕事と生活の調和の実現をめざします。

《課題》

働く保護者を支援するため、保育所・認定こども園や放課後児童クラブ等の子育て支援策を実施していますが、地域生活や職業生活、家庭生活のさらなる充実のためには、延長保育や一時預かり保育等の子育て支援体制により一層の拡充を図るとともに、啓発活動に取り組む必要があります。

《主要事業の内容》

事業名	多様で柔軟な働き方の実現と健康で豊かな生活のための時間の確保	担当課	生涯学習課 こども未来課
事業内容	多様な働き方に対応した0歳児保育や延長保育（きらら清水保育園・しみず幼稚園は午後6時30分、その他の保育所は午後6時まで）、放課後児童健全育成事業等、子育て世帯が多様な働き方ができるようサービスの確保を行っています。		
現状・課題	0歳児保育の途中入所が困難となっており、サービスの充実につながっていないことが大きな課題です。		
今後の方向性	早急に保育士確保を図り、安心して仕事ができる基盤づくりを行います。		

事業名	仕事と子育ての両立支援	担当課	じんけん課 こども未来課
事業内容	男女問わず、すべての人が多様で柔軟な働き方ができるように子育て支援等の充実を図り、一方で働き方の見直しを進めることにより仕事と家庭の両立の実現をめざしています。		
現状・課題	充実した地域生活、職業生活、家庭生活を送ることができるよう、延長保育や一時預かり保育等、子育て支援体制の充実に努めています。		
今後の方向性	引き続き、男女問わず、すべての人が多様で柔軟な働き方ができるように子育て支援等の充実を図り、一方で働き方の見直しを進めることにより仕事と家庭の両立の実現をめざします。		

基本目標6. 子どもの安全の確保

(1) 子どもの交通安全の確保

交通安全活動の推進にあたっては、保育所や認定こども園、小学校において交通安全教室を定期的に行っています。

《課題》

子ども自身の交通安全に関する意識や対応能力の向上はもとより、ドライバーへの意識啓発を図る必要があります。

《主要事業の内容》

事業名	子どもの交通安全の確保	担当課	総務課
事業内容	年に1回市内の全ての小学校で交通安全教室を開催しています。		
現状・課題	地域ごとに交通環境等の違いがあり、また、交通ルールを理解してもらうために児童に合わせた指導が必要です。		
今後の方向性	今後も引き続き、警察など関係機関と連携し、交通安全の理解を深めるため、地域の実情に合った交通マナーやルールの指導、自転車の正しい乗り方等の実技講習を実施します。		

(2) 子どもを犯罪、災害等から守るための活動

子どもを対象とする犯罪の防止や、子どもが安心・安全に過ごすことのできる生活環境の形成、子どもの犯罪、非行の防止を地域で推進します。

また、児童・生徒を中心とする子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれることのないよう、地域住民、学校、家庭関係機関・団体等が連携・協働しながら、安全確保対策に努めています。

《課題》

子どもを犯罪や災害から守るため、関係機関の協力のもとに、家庭・学校・地域のさらなる連携の強化が必要です。

《主要事業の内容》

事業名	子どもを犯罪、災害等から守るための活動	担当課	こども未来課
事業内容	小学校6校、中学校1校、市内のすべての学校で「学校防災マニュアル」を作成し、各学校において、年3回以上避難訓練の実施をしています。 また、市内5園の保育所において月1回避難訓練を実施しています。		
現状・課題	市内すべての学校において「学校防災マニュアル」を作成し、各学校において、年3回以上避難訓練の実施をしています。 また、市内5園の保育所において月1回避難訓練を実施しています。		
今後の方向性	保育所・学校等で、定期的な避難訓練等の実施や地域の自主防災組織との連携の強化を図ります。		

事業名	防災教育について			担当課	こども未来課
事業内容	地震等、自然災害から身を守る防災教育を推進し、地域を含んだ防災意識や防災力の向上に努めます。				
現状・課題	市内の拠点校を中心に地域の実情を踏まえた具体的な行動計画を作成し、防災教育を展開します。				
実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	3校	3校	3校	2校	1校
今後の方向性	引き続き、地震等、自然災害から身を守る防災教育を推進するとともに学校防災アドバイザーの派遣事業等の実施に努めます。				

事業名	巡回指導・防犯活動	担当課	少年補導センター		
事業内容	<p>学校及び補導教員・スクールガードリーダーや清水警察庁舎等と連携し、「街頭補導活動」、「補導相談活動」、「環境浄化運動」、「広報・啓発活動」を行うとともに、青少年を守る会等による地域での交流や見守り活動を支援し、子どもたちが安心して生活ができる、健やかに成長ができる環境の整備に努めています。</p>				
現状・課題	<p>近年、少年補導件数は減少していますが、インターネット利用による「いじめ」の問題、被害や犯罪に巻き込まれるといった事例が多く発生しています。</p> <p>児童虐待やネグレクトを理由とする困難を抱える子どもたちも存在します。また、子どもたちが被害者となる重大事件も報道されています。子どもたちが健やかに成長していくためには、今後も継続した見守り・支援といった活動が必要となっています。</p>				
実績 (巡回数)	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
	416 回	270 回	261 回	329 回	320 回
今後の方向性	<p>子どもたちが安心して生活ができ、健やかに成長していける環境整備に向け、補導巡回・見守り支援等、関係機関と連携した取り組みを継続して行います。</p>				



基本目標7. 支援を必要とする子どもへのきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

近年増加している児童虐待を受けて、国では体罰によらない子育ての推進等を明記する児童虐待防止法の改正等が行われました。

児童虐待の防止には、早くから家庭に寄り添うことや、早期発見・早期対応が重要となります。このため身近な場所における継続的な支援を行い、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導等を行う「子ども家庭総合支援拠点」を令和4年までに設置する準備を進めています。

また、体罰によらない子育てを推進するため体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう取り組む必要があります。家庭だけでなく地域全体の虐待に対する意識が向上するよう、意識啓発を推進するとともに、福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関と連携を図り、早くから家庭に寄り添うことで虐待の防止と、発生時の早期発見・早期対応、継続的な支援に向けたネットワークづくりに努めるなど、引き続き児童の健全育成に努めます。

《課題》

虐待の予防や発生時または通報が入った場合に、迅速かつ的確な対応をするため、関係機関との事前の情報共有や、より一層の協力体制・連携の強化が必要です。

また、親にとって本当に子育て仲間が必要なのは、出産後間もない時期と思春期であるといわれています。乳幼児期から思春期まで子育てネットワークをつなげることは容易ではありませんが、さまざまな活動を通じて、世代の異なる親の交流を図ることが必要です。

《主要事業の内容》

事業名	土佐清水市要保護児童対策地域協議会（ほっとネットしみず）	担当課	教育センター （家庭児童相談室）
事業内容	<p>虐待発生予防から早期発見、迅速な対応を行い、虐待を受けている子どもの保護や家庭も含めた支援の充実に努めています。また「土佐清水市要保護児童対策地域協議会」の関係機関による連携の推進、支援体制を構築し、児童家庭福祉の充実に努めています。</p>		
現状・課題	<p>適切な虐待対応を行うに当たっては、各機関の協力体制が不可欠になってくることから、要保護児童対策地域協議会の開催により、関係する機関が情報共有・情報交換に努め効果的な支援について検討しています。その支援策について、各機関が役割を分担しながら児童虐待に対応しています。</p> <p>また、24 時間体制で、緊急通告にも対応し、育児不安や育児負担から生じるストレスの解消に向け助言を行うとともに、虐待予防・迅速な対応に努めています。</p> <p>課題としては、相談者や虐待当事者の価値観の違いなどから、虐待について十分な理解が得られないことも多く、長期化・複雑化する可能性があることです。</p>		
今後の方向性	<p>虐待発生予防から早期発見、迅速な対応を行い、虐待を受けている子どもの保護や家庭を含めた支援の充実に努めます。</p> <p>また「土佐清水市要保護児童対策地域協議会」関係機関による連携の推進、取り組みを継続させ、児童家庭福祉の充実に努めます。</p>		

事業名	子ども家庭総合支援拠点の整備 【新規】	担当課	教育センター
事業内容	全国的に児童虐待相談件数の増加や、重篤な児童虐待事案が発生していることから、その発生予防や、発生した場合には迅速・的確な対応が求められており、土佐清水市における相談支援体制を強化するため、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として、地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う子ども家庭総合支援拠点を整備します。		
現状・課題	令和4年までの整備が求められており、この拠点には、子ども家庭支援員として、常勤の有資格者2名の配置が必須となっています。		
今後の方向性	子ども家庭総合支援拠点の整備により、子どもやその保護者に寄り添い、個々のニーズや状況に応じた最善の方法で課題解決が図られるよう、福祉・保健・医療・教育等の関係機関と緊密に連携し、支援内容やサービス調整等、適切な支援を実施します。		

事業名	【再掲】児童家庭支援	担当課	教育センター (家庭児童相談室)
事業内容	子育て支援について、育児不安や悩み等について相談に応じるとともに、電話相談窓口を設置しています。 また虐待等緊急相談にも対応しています。(電話)相談から必要に応じ、家庭への訪問相談・支援等を実施します。		
現状・課題	虐待等緊急時には、24時間体制で相談に応じられるよう緊急通報電話を備え、虐待予防・早期対応に努めています。		
今後の方向性	育児不安や悩み等の解消を図るため、安心して子育てに関する相談が可能となる環境整備や緊急対応に努めます。 ◆相談・訪問(家庭相談員) 相談から必要に応じ、家庭への訪問活動を行います。 ◆保健師・保育士のほか関係機関との連携による情報共有を図り、迅速かつ効果的な支援へとつなげていきます。		

(2) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもとその保護者を地域社会全体で支援し、また障害のある子どもが社会の一員としてあらゆる利益を平等に受けることができるよう、本当に必要とする支援を受けられるよう、療育相談体制の充実や学習支援体制の充実を図ります。

《課題》

障害または発達支援を要する子どもへの早期発見・早期支援の充実が求められます。その実現に向けて「気になる」段階から発達段階に応じた適切な発達支援を切れ目なく計画的に提供する体制づくりが必要です。

《主要事業の内容》

事業名	障害のある子どもへの支援の充実	担当課	こども未来課 教育センター
事業内容	発達に心配のある子どもについては、その抱える課題を早期に発見し、早期療育に、障害児支援をさらに充実させることが必要です。 保育所、放課後児童健全育成事業では障害児の受入れ拡大に努めるとともに、専門家による巡回指導・相談の充実や職員研修等を通じて保育内容の充実を図ります。 また、就学時には、引継ぎシート等により児童・生徒一人ひとりの障害の状態や特性等に応じた教育を行うことができるよう引継ぎを行っています。		
現状・課題	障害または発達支援を要する子どもへの早期発見・早期支援に向けて「気になる」段階から、発達段階に応じた適切な発達支援を切れ目なく計画的に提供する体制づくりが課題です。		
今後の方向性	引き続き療育相談体制の充実や学習体制の充実を図っていきます。		

(3) ひとり親家庭の支援の充実

ひとり親家庭等が自立した生活を営めるよう、母子家庭や父子家庭の現状の把握、相談事業や生活支援、経済的支援等の総合的な自立支援に努めます。

《課題》

ひとり親家庭が必要とする経済的支援や就労支援等、適切な支援ができるよう、関係機関と連携した取り組みの充実が求められます。

《主要事業の内容》

事業名	子育て生活支援	担当課	こども未来課 福祉事務所 教育センター (家庭児童相談室)
事業内容	<p>保育所の優先利用や、母子生活支援施設の利用者支援等を行っています。</p> <p>また、家庭児童相談室や民生委員・児童委員、主任児童委員との連携による子育て、就業に関する相談、生活指導等、支援体制の整備の充実を図っています。</p>		
現状・課題	関係機関と連携して取り組みの充実を図っています。		
今後の方向性	引き続き、ひとり親家庭の就労に関する相談や子育て支援等相談体制を充実していきます。		

事業名	ひとり親家庭自立支援対策事業 【再掲】			担当課	福祉事務所
事業内容	ひとり親家庭の能力開発等のための給付金を支給しています。				
現状・課題	資格や技能を取得するため認められたカリキュラムを受講される際、受講料や生活費等の一部を助成しています。				
実績	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
	0 人	1 人	1 人	1 人	0 人
今後の方向性	引き続き、ひとり親世帯が将来を見通して自立できるよう、能力向上を支援します。				

事業名	ひとり親家庭医療費助成事業 【再掲】		担当課	福祉事務所	
事業内容	18歳に達する日以後の最初の3月末日までの者及び母又は父に対し、所得等に応じて医療費を無料としています。				
現状・課題	安心して医療を受けられる体制の整備に努めていきます。				
実績	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
	0人	0人	0人	1人	0人
今後の方向性	ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ります。				



第5章 教育・保育事業の環境整備

1. 前提となる事項

子ども・子育て支援新制度では、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体となっています。

(1) 子ども・子育て支援給付

就学前の教育・保育について、保護者の申請を受けた市町村が、国の定めた客観的基準に基づいて保育の必要性があると認定した上で給付を行う仕組みとなっています。

また、都道府県が認可する認定こども園・幼稚園・保育所を通じた「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等を通じた「地域型保育給付」、子どものための現金給付として「児童手当」の支給があります。

施設型給付	◆認定こども園	◆幼稚園	◆保育所（園）
地域型保育給付	◆小規模保育 （定員6人以上19人以下）	◆家庭的保育 （保育者の居宅等において保育を行う。定員は5人以下）	
	◆居宅訪問型保育 （子どもの居宅等において保育を行う。）	◆事業所内保育 （事業所内の施設等において保育を行う。）	
現金給付	◆児童手当		

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、交付金の対象となります。

①時間外保育事業（延長保育事業）
②放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
③地域子ども子育て支援拠点事業（子育て支援センター）
④一時預かり事業
⑤子育て短期支援事業
⑥病児・病後児保育事業
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
⑧利用者支援事業
⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
⑩養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他要保護児童等の支援に資する事業）
⑪妊婦健康診査事業
⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

2. 教育・保育の量の提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項において、幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定することが義務付けられています。

教育・保育提供区域とは、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等地域の実情に応じて、市町村が設定するものです。土佐清水市においては、この教育・保育提供区域を土佐清水市全域で1区域とし、この区域に対しての教育・保育提供体制を確保できるよう努めます。



3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

幼児期の教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性等をもとに、以下の3区分にそれぞれ認定を行います。

対象となる子ども		1号認定	2号認定		3号認定		
		3~5歳	3~5歳		0歳	1・2歳	
親の働き方		保育の必要性なし (幼児期の学校教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性あり		
			教育 ニーズあり	教育 ニーズなし			
親の働き方		両親のどちらかが 働いている	共働き ひとり親家庭		共働き ひとり親家庭		
利用 可能 施設	幼稚園	○	○				
	保育所			○		○	
	認定 こども園	教育	○	○			
		保育			○		○
	地域型保育事業					○	

(1) 量の見込みと確保方策

① 1号認定（3～5歳：保育の必要性なし）

事業内容	幼稚園・認定こども園
提供体制	市内1か所の幼稚園型認定こども園（しみず幼稚園）で実施しています。

《確保の内容》

1園でのみ実施しています。

計画期間中においては量の見込みに対して確保方策の方が上回っています。

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		10	10	9	9	8
②確保方策	特定教育・保育施設	15	15	15	15	15
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	合計	15	15	15	15	15
②-①		5	5	6	6	7

② 2号認定（3～5歳：保育の必要性あり）

事業内容	保育所・認定こども園
提供体制	市内5か所（きらら清水保育園、下ノ加江保育園、三崎保育園、下川口保育園、足摺岬保育園）の認可保育所と認定こども園1園（しみず幼稚園）で実施しています。

《確保の内容》

5か所の保育所と認定こども園1園で実施しています。

計画期間中においては量の見込みに対して確保方策の方が上回っています。

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	教育ニーズなし	148	150	135	127	119
	教育ニーズあり	2	2	2	2	2
	合計	150	152	137	129	121
②確保方策	特定教育・保育施設	258	258	258	258	258
	地域型保育（小規模保育等）	0	0	0	0	0
	合計	258	258	258	258	258
②-①		108	106	121	129	137

③3号認定（0歳：保育のみ）

事業内容	保育所・認定こども園・地域型保育事業
提供体制	市内4か所（きらら清水保育園、下ノ加江保育園、三崎保育園、下川口保育園）の認可保育所で実施しています。

《確保の内容》

現在4か所の保育所で0歳児の受け入れは可能ですが、現状すべての保育所での実施は難しいため、保育士の確保に努めます。

計画期間中においては量の見込みに対して確保方策の方が上回っています。

（単位：人）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		22	21	20	19	18
②確保方策	認定こども園	0	0	0	0	0
	認可保育所	28	28	28	28	28
	地域型保育（小規模保育等）	0	0	0	0	0
	合計	28	28	28	28	28
利用率（％）		60.9	63.6	66.7	70.0	73.7
②-①		6	7	8	9	10

※利用率とは、0歳の子どもの人口に占める、0歳の子どもの利用定員数の割合のことです。

④3号認定（1・2歳：保育のみ）

事業内容	保育所・認定こども園・地域型保育事業
提供体制	市内5か所（きらら清水保育園、下ノ加江保育園、三崎保育園、下川口保育園、足摺岬保育園）の認可保育所と認定こども園1園（しみず幼稚園）で実施しています。

《確保の内容》

現在5か所の保育所と認定こども園1園で実施しています。

計画期間中においては量の見込みに対して確保方策の方が上回っています。

（単位：人）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		90	82	80	76	73
②確保方策	認定こども園	30	30	30	30	30
	認可保育所	96	96	96	96	96
	地域型保育（小規模保育等）	0	0	0	0	0
	合計	126	126	126	126	126
利用率（％）		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
②-①		36	44	46	50	53

※利用率とは、1・2歳の子どもの人口に占める、1・2歳の子どもの利用定員数の割合のことです。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 量の見込みと確保方策

①時間外保育事業（延長保育事業）

事業内容	短時間保育認定を受けた児童が開所時間内で延長して保育を受けられる事業です。
提供体制	市内 5 か所の保育所（きらら清水保育園、下ノ加江保育園、三崎保育園、下川口保育園、足摺岬保育園）と認定こども園 1 園（しみず幼稚園）で実施しています。

《確保の内容》

市内全ての園で実施しています。

実績は増加傾向にあり、今後も女性の社会進出等により一定の利用が見込まれます。現状ニーズは満たしていると考えられますが、質の向上等引き続き事業の充実に努めます。

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		71	69	64	60	57
②確保方策	人	110	105	100	95	92
	か所	6	6	6	6	6
②-①		39	36	36	35	35

②放課後児童健全育成事業

事業内容	保護者が労働等により昼間家にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の教室において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
提供体制	清水小学校（清水小にこにこクラブ）で実施しています。

《確保の内容》

放課後児童クラブは、単に預かりの場としてではなく、子どもの主体性を尊重し、児童が社会性を習得したり、児童の発達段階に応じた「遊びの場」「生活の場」を提供する場であるということを前提に引き続き事業の充実に努めます。

【低学年】

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1年生	22	21	25	22	22
	2年生	19	14	14	16	14
	3年生	10	10	8	7	9
	合計	51	45	47	45	45
②確保方策	1年生	22	21	25	22	22
	2年生	19	14	14	16	14
	3年生	10	10	8	7	9
	合計	51	45	47	45	45
②-①		0	0	0	0	0

【高学年】

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4年生	4	4	4	3	3
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
	合計	6	6	6	5	5
②確保方策	4年生	4	4	4	3	3
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
	合計	6	6	6	5	5
②-①		0	0	0	0	0

③地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業内容	家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て家庭の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子が交流する場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言等の援助を行う事業です。
提供体制	土佐清水市子育て支援センターで実施しています。

《確保の内容》

現状、ニーズは満たしていると考えられますが、きめ細かな子育て支援サービスが提供できるよう関係機関との連携を図り、事業の質の向上に努めます。

(単位：人回/月)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		272	272	272	272	272
②確保方策	人回/月	280	280	280	280	280
	か所	1	1	1	1	1
②-①		8	8	8	8	8

④一時預かり事業

事業内容	家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、主に昼間に認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
提供体制	<p>【幼稚園型】 しみず幼稚園で実施しています。</p> <p>【幼稚園型以外】 きらら清水保育園、下ノ加江保育園、しみず幼稚園で実施しています。</p>

《確保の内容》

一時預かり幼稚園型はしみず幼稚園、一時預かり幼稚園型以外はきらら清水保育園と下ノ加江保育園、しみず幼稚園で実施しています。

実績が第1期計画の量の見込みを上回りましたが、すべてのニーズに対応できています。

今後も女性の社会進出やそれに伴う共働き家庭の増加などによるニーズに対応できるよう、提供体制の充実の支援に取り組むとともに、サービスの質の向上に努めます。

一時預かり（幼稚園型）

（単位：人日/年）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1号認定	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
	2号認定	0	0	0	0	0
②確保方策	人日/年	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
	か所	1	1	1	1	1
②-①		1,440	1,440	1,440	1,440	1,440

一時預かり（幼稚園型以外）

（単位：人日/年）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		375	375	375	375	375
②確保方策	人日/年	400	400	400	400	400
	か所	3	3	3	3	3
②-①		25	25	25	25	25

⑤子育て短期支援事業

事業内容	<p>保護者の病気や仕事等の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行う事業です。</p> <p>【ショートステイ事業（短期入所生活援助事業）】 児童の保護者が病気や仕事、出産、育児疲れ等で一時的に養育することができなくなった場合に、児童養護施設等で預かる事業で、7日間を限度に利用できます（宿泊を伴いません）。</p>
提供体制	児童養護施設（四万十市）で実施しています。

《確保の内容》

児童養護施設（四万十市）で実施しており、現在の提供体制を維持し、引き続き連携して実施していきます。

（単位：人日/年）		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		14	14	14	14	14
②確保方策	人日/年	15	15	15	15	15
	か所	1	1	1	1	1
②-①		1	1	1	1	1

⑥病児・病後児保育事業

事業内容	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。
提供体制	今後、医療機関での実施を検討しています。

《確保の内容》

市内の医療機関での病児保育事業の実施に向けて情報共有等に努めます。

(単位：人日/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		376	365	340	322	304
②確保方策	人日/年	0	0	0	0	0
	か所	0	0	0	0	0
②-①		▲376	▲365	▲340	▲322	▲304

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容	乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。
提供体制	本市では令和5年度よりファミリー・サポート・センター事業実施に向けて検討を進めます。

《確保の内容》

他の保育事業の隙間を補う事業として、近隣市町村との情報共有や連携を図り、令和5年度からのファミリー・サポート・センター事業実施に向けて検討を進めます。

(単位：人日/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		130	127	118	112	105
②確保方策		0	0	0	112	105
②-①		▲130	▲127	▲118	0	0

⑧利用者支援事業

事業内容	子育て世代包括支援センター（母子保健型）「虹彩（にじいろ）」を設置し、母子保健コーディネーター（保健師）を配置することにより、妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行っています。母子保健コーディネーターを中心に全妊婦と面談し必要に応じて支援プランを作成し、妊産婦等の状況を把握したうえで、ニーズに応じた支援につなげています。
提供体制	妊娠・出産・子育てに関する相談等に対して、保健師、助産師の専門職が必要な情報提供、助言、保健指導を行っています。

《確保の内容》

平成30年度より利用者支援事業を実施しており、母子保健コーディネーター（保健師）を中心に各機関と連携し、全妊婦のニーズに応じた支援を行っています。

引き続き、事業を実施するとともに、必要に応じて関係機関との連携を図り、より妊婦に寄り添った支援ができるよう質の向上に努めます。

—母子保健型—

（単位：か所）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業内容	生後4か月までの乳児のいる家庭すべてを訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
提供体制	健康推進課（保健師5名） 教育センター（家庭相談員2名）

《確保の内容》

現状、ニーズは満たしているため、引き続き提供体制を維持し、訪問率100%をめざして保健師や家庭相談員による訪問を実施します。

（単位：人/年）	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	46	44	42	40	38
②確保方策	46	44	42	40	38
②-①	0	0	0	0	0

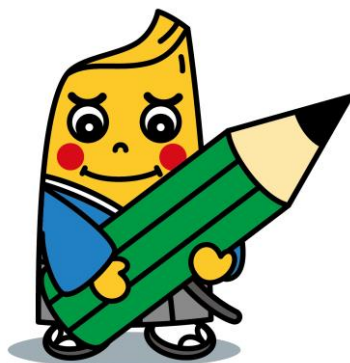
⑩-1 養育支援訪問事業

事業内容	乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業です。
提供体制	健康推進課（各地区担当保健師 5名） 教育センター（家庭相談員 2名他）

《確保の内容》

現状ニーズは満たしているため、引き続き提供体制を維持し、保健師や家庭相談員による訪問を実施します。

(単位：人日/年)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	訪問世帯数	25	25	25	25	25
	延べ訪問数	117	117	117	117	117
②確保方策	訪問世帯数	25	25	25	25	25
②-①		0	0	0	0	0



⑩-2子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 (その他要保護児童等の支援の資する事業)

事業内容	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。
提供体制	教育センター(家庭相談員 2名他) 【実施機関】 土佐清水市要保護児童対策地域協議会 (ほっとネットしみず)

《確保の内容》

関係機関等の専門性とネットワーク機能の連携強化を図るため、研修会等を実施しており、引き続き連携の強化に努めます。

また、子ども家庭総合支援拠点を令和4年までに全市町村に設置し、その中で専門職の配置が必要とされていることから、設置に向けた準備を進めます。

(単位：か所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
②-①	0	0	0	0	0

⑪妊婦健康診査支援事業

事業内容	妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するために定期的に健康診査を受けられるよう、検査費用を一部助成する事業です。
提供体制	市役所・3市民センターで母子健康手帳交付時に配布し、母子保健コーディネーター（保健師）等が説明

《確保の内容》

医療機関と連携して事業を実施しています。健診受診結果により、要経過観察の方には訪問・電話等により状況を把握し助言・指導を行っています。

(単位：回・人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	健診回数	616	588	560	532	504
	一人当たりの健診回数	14	14	14	14	14
	人数	44	42	40	38	36
②確保方策	健診回数	616	588	560	532	504
②-①		0	0	0	0	0

⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。
提供体制	本市では現在多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業を実施していません。

《確保の内容》

現在は事業を実施していませんが、ニーズに即したサービスの提供や教育・保育の充実を図るため、民間事業者等が参画できるよう、情報提供や事業参入等、地域の実情や需給の状況を把握し、必要な支援を行うことを検討します。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
提供体制	国の動向に応じ助成を実施していきます。

《確保の内容》

令和元年10月からの教育・保育の無償化に伴い、本市では副食費についても無償とし、子育て家庭の負担の軽減を図ります。

その他、国の動向に応じて助成の実施について検討します。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

教育・保育の一体的な提供に関しては、単に保育所・幼稚園の統廃合や保護者の利便性という考え方だけではなく、教育・保育の質の向上や子どもの成長といった観点を大切にする必要があります。

子どもの最善の利益を第一に考えた、教育・保育の一体的提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた取り組みを推進します。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

本市では既にしみず幼稚園が幼稚園型施設（認定こども園）となっています。

今後も引き続き身近な地域で教育・保育を受けることができるよう、地域の実情や既存施設の状況等を踏まえた上で、教育・保育ニーズに対応できるよう整備に努めます。

(2) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割及び提供の必要性に係る基本的な考え方及びその推進方策

乳幼児期の発達には連続性があり、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。そのような時期の、幼稚園や保育所の双方の良さを活かし、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割は非常に重要なものとなります。

また、子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流等を幅広く実施し、保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談活動や親子の集いの場を設ける等、地域に開かれた子育て支援の充実を図ります。

それらが実現されるために、幼稚園教諭、保育士等に対する合同研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能を有し、助言その他の支援を行う指導主事・幼児教育アドバイザー等の配置・確保、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備、人材の確保や処遇改善を始めとする労働環境への配慮を進めます。

(3) 地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携についての推進方策

地域における子育て支援のネットワークを構築するため、相互連携に必要な意見交換の場の提供や、共通カリキュラム等の検討といった機会の提供・調整を市が行うことで、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。

(4) 認定こども園・幼稚園と小学校等との連携についての推進方策

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を確保するためには、保育所・認定こども園の職員と小学校教諭が、ともに子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違い・共通点について理解を深め、共有することが必要です。

認定こども園や保育所での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを考慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりする等の連携を行うことで小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

(5) 特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用できるようにするための必要な配慮・支援方策

障害児、社会的養護が必要な子ども、貧困状態にある子ども、夜間の保育が必要な子ども、外国につながる幼児等、特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育を利用できるよう、あらかじめ関係部局と連携して、地域における特別な支援が必要な子どもの人数等の状況や特定教育・保育施設における受け入れについて可能な限り把握し、必要な調整を行ったうえで、教育・保育の提供体制を確保するよう努めます。

また、特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障害児相談支援等との連携を図るとともに、その子どもと保護者が使用可能な言語に配慮した案内を行うなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に努めます。

障害児入所施設については、小規模グループケアの推進や身近な地域での支援提供、本体施設の専門機能の強化を進めることが求められます。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

国の幼児教育・保育の無償化（令和元年10月）に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する市民が無償化の対象となるためには、「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

本市はですべての施設が子ども・子育て支援新制度に移行していますが、引き続き、公正かつ適正な支給の確保とともに、給付対象者の利便性等を勘案しつつ、円滑な給付方法を検討し、実施します。

6. 新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブの推進

(1) 放課後児童クラブの目標事業量

放課後児童クラブは清水小学校 1 か所で実施しており、引き続き清水小学校で実施します。

〈再掲〉

【低学年】

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の 見込み	1年生	22	21	25	22	22
	2年生	19	14	14	16	14
	3年生	10	10	8	7	9
	合計	51	45	47	45	45
② 確保 方策	1年生	25	25	25	25	25
	2年生	20	20	20	20	20
	3年生	10	10	10	10	10
	合計	55	55	55	55	55
②-①		4	10	8	10	10

【高学年】

(単位：人)		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の 見込み	4年生	4	4	4	3	3
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
	合計	6	6	6	5	5
② 確保 方策	4年生	3	3	3	3	3
	5年生	1	1	1	1	1
	6年生	1	1	1	1	1
	合計	5	5	5	5	5
②-①		▲1	▲1	▲1	0	0

(2) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的または連携による目標事業量と実施に関する具体的な方策について

今後も放課後子ども教室と清水小学校の放課後児童クラブを一体的または連携して実施することを検討します。

(3) 放課後子ども教室の実施計画について

放課後子ども教室は現在5か所で実施しており、引き続き実施に努めます。

(4) 小学校の余裕教室等の活動について

放課後児童クラブは清水小学校の専用の教室を設けて実施しており、引き続き専用の教室で実施します。

小学校の余裕教室等を放課後子ども教室に活用するため、事業の実施主体となる教育委員会と福祉部局が学校関係者と協議する場を設け、放課後子ども教室の必要性や意義等について理解を深めます。

(5) 教育委員会と福祉部局の連携について

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施にあたっては、実施主体となる教育委員会と福祉部局とが活動についての責任体制を明確化する等により連携して行います。

(6) 特別な配慮が必要な児童について

特別な配慮が必要な児童については、ケース会議を行い、必要な支援等についての検討を行っています。

(7) 放課後児童クラブの開所時間の延長について

放課後児童クラブは長期休暇中において開所時間の延長を行うことで、児童の居場所の確保を行っています。

(8) 放課後児童クラブの役割の向上について

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけでなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ります。

(9) 放課後児童クラブにおける育成支援の周知について

上記のような放課後児童クラブの役割を果たすため、放課後児童クラブにおける育成支援の内容については、本計画等を通じて公表するとともに市のホームページに掲載します。また、入所案内の際等に放課後児童クラブより説明を実施する等、利用者や地域住民への周知を推進します。

第6章 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

本計画は、保健・医療・福祉だけでなく教育や生涯学習、交通・住宅、就労・雇用などさまざまな分野に関連する計画であることから、すべての子どもや子育て家庭に総合的に子育て支援を推進していくため、全庁で連携して計画を推進します。

(2) 関係機関・団体との連携

計画の推進にあたっては、行政や子育て家庭だけではなく保育所や認定こども園、学校、地域やその他の関係機関や団体などの協力が不可欠であるため、これらの機関や団体との連携の強化を図ります。

(3) 情報提供・周知

本計画を周知するため、窓口やホームページへの掲載等で計画を広報します。また、計画の進捗状況や市内の多様な施設・サービス等、子どもや子育てに関する情報を広報誌やインターネット、パンフレット等の作成・配布により広く周知・啓発していきます。

(4) 広域調整や県との連携

教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業、他この計画に記載のある事業は、子ども・子育て支援法に基づくものであり、保護者のニーズに応じて円滑に供給される必要があります。

そこで、保育の広域利用や障害児への対応など市の区域を超えた広域的な供給や基盤体制が必要な場合等について、周辺市町村や高知県との調整・連携を図ります。

(5) 計画の進行管理

本計画記載のある各施策の実施状況については年度ごとに点検・評価を行い、結果を踏まえて施策の充実や見直しについて検討を行うなど、計画の総合的かつ円滑な推進に努めます。

また、本計画の進捗状況について「土佐清水市子ども・子育て会議」へ報告し点検・評価を行います。

資料編

1. 土佐清水市子ども・子育て支援会議条例

平成30年12月28日

条例第37号

(設置等)

第1条 土佐清水市における子ども・子育て支援に関する施策の推進を図るため、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、同項の審議会その他の合議制の機関として土佐清水市子ども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 支援会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 支援会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、支援会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 支援会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 支援会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、会長が支援会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際、最初に委嘱される委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成27年3月31日までとする。

(経過措置)

3 第5条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

附 則(平成30年12月28日条例第37号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2. 土佐清水市子ども・子育て支援会議委員名簿

	氏 名	所 属	
1	森 和佐	保育園児保護者代表	乳幼児の保護者
2	宮口 佑司	幼稚園児保護者代表	乳幼児の保護者
3	門原 和光	土佐清水市小中PTA連絡協議会代表	小学生の保護者
4	西村 光一郎	しみず幼稚園代表	幼稚園関係者
5	筒井 広実	校長会代表	小・中学校関係者
6	酒井 万里子	教育委員代表	教育委員会
7	酒井 史	主任児童委員	母子保健関係
8	浅利 香世	保育園長会代表	保育所関係
9	芝崎 理	土佐清水市職員労働組合保育部会代表	事業所関係
10	田村 五鈴	生涯学習課長	行政職員
11	山下 育	健康推進課長	
12	亀谷 幸則	教育センター所長	
13	伊藤 牧子	こども未来課長	